

# 佐賀県

## 人権教育・啓発基本方針 （第二次改訂）

～人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり～



佐賀県県民環境部人権・同和対策課

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号  
TEL:0952-25-7063 FAX:0952-25-7332  
URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>

平成30年（2018年）3月

平成  
30年  
3月

佐  
賀  
県

## 巻 頭 言

### 「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」

これは、私が県政の基本理念としている言葉です。全ての前提として「人」が最初に来ること、そのためには「いかに人の痛みに敏感であるか、人の想いに寄り添うことができるか」が一番大事なことだと、常々考えています。

私が知事に就任して、熊本にあるハンセン病療養所の「菊池恵楓園」を初めて訪問した時、入所されている佐賀県出身の皆さんからはとても温かく、優しい笑顔で迎えていただきました。しかし、その笑顔の下には、過去の間違った隔離政策のために人権を蹂躪され、過酷な人生を余儀なくされた入所者の皆さんの痛み、苦しみがあることを私たちは決して忘れてはなりません。その笑顔にどう応えていくかが、改めて私たちに問われているのだと思います。

また、男性の家事参加を推進するキャンペーンとして妊婦体験をする機会がありました。私としては、家事の大変さ、男女共同参画の重要性などは十分理解しているつもりですが、実際に妊娠している女性のつらさを身をもって体験すると、これまで以上に家事や育児を女性任せにせず、男性自ら積極的に関わるべきとの思いを強くしました。

こうしたことはほんの一例でしかありません。私たちの身の回りには、「人」や「人権」に関わる課題が山積しており、どれも決して他人事ではありません。県民一人一人が自分のこととして考え、相手の立場を認めて、自ら行動していく必要があります。そうすれば、これまで以上に素晴らしい佐賀県になると思いませんか。

今回、そうした思いを込めて「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の改訂を行いました。佐賀県政の中心は「人」です。全ての県民が共に認め合い、支え合う社会、そんな佐賀県を皆で目指していきましょう。

平成30年（2018年）3月

佐賀県知事 山口 祥義よしのり



# 目 次

## 第1章 基本的な考え方

- 1 「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の見直しの趣旨等 ..... 1
- 2 人権をめぐる国内外の動向 ..... 2
  - (1) 国際的な動向
  - (2) 国内の動向
  - (3) 本県での取組
- 3 基本方針の基本理念 ..... 7
  - (1) 基本理念 - 共生社会の実現
  - (2) 目標 - 人権文化の確立
  - (3) 基本姿勢 - 生涯を通じた人権教育・啓発
- 4 基本方針の性格 ..... 9

## 第2章 人権施策の推進方向

- 1 人権の視点に立った行政の推進 ..... 10
- 2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 ..... 10
  - (1) 家庭や地域社会
  - (2) 学校
  - (3) 職場
- 3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進 ..... 17
  - (1) 行政職員
  - (2) 教職員・社会教育関係職員
  - (3) 警察職員
  - (4) 医療・保健関係者
  - (5) 福祉関係者
  - (6) 消防職員
  - (7) マスメディア関係者
- 4 人権教育・啓発を担う指導者の育成・活用等の推進 ..... 20
- 5 相談・支援・救済の推進 ..... 21
  - (1) 相談・支援体制の充実・強化
  - (2) 救済体制の整備

## 第3章 課題別施策の推進

- 1 同和問題 ..... 23

2	女性	28
3	子ども	32
4	高齢者	38
5	障害者	41
6	外国人	48
7	患者等	51
8	犯罪被害者等	56
9	性的指向・性自認等	60
10	インターネットによる人権侵害	63
11	その他の人権に関わる様々な課題	67
	(1) 刑を終えて出所した人	
	(2) ホームレス等生活困窮者	
	(3) 北朝鮮当局による拉致問題等	
	(4) 人身取引	
	(5) 災害に起因する人権問題	
	(6) 個人情報保護	
	(7) その他の人権課題	

## 第4章 推進体制等

1	推進体制等の整備	72
	(1) 県の推進体制	
	(2) 国、市町、関係団体等との連携	
	(3) 県民、企業、CSO等との連携	
2	人権施策の公表と基本方針の見直し	73
	(1) 人権施策の公表	
	(2) 施策の点検・評価	
	(3) 基本方針の見直し	
	《用語解説》	75
	※本文中の*印の語句について解説を記載しています。	
	《資料編》	83
	1 人権に関わる年表	
	2 世界人権宣言	
	3 日本国憲法	
	4 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
	5 佐賀県人権の尊重に関する条例	

# 《 佐賀県人権教育・啓発基本方針 》





## 第1章 基本的な考え方

### 1 「佐賀県人権教育・啓発基本方針」の見直しの趣旨等

県では、平成10（1998）年3月、県民の人権意識を高め、全ての県民が自らの課題として人権問題に取り組み、差別や偏見のない、全ての人々の人権が尊重される社会を実現するため、「佐賀県人権の尊重に関する条例」を制定しました。

この条例に基づき、平成11（1999）年3月に、共生社会の実現に向け県民と共に積極的に取り組むための指針となる「佐賀県人権教育・啓発基本方針」を策定し、本県が進める人権教育・啓発について、その現状と課題及び具体的施策の方向を明らかにして、その推進を図ることとしたところです。

この基本方針は、当時進められていた「人権教育のための国連10年」の佐賀県行動計画としても位置付けられていました。そのため、国連10年の終期である平成16（2004）年までを第一期の取組期間とし、この間の成果や課題、さらには各種人権課題の状況を踏まえ、平成18（2006）年に基本方針の第一次改訂を行いました。

#### 《第一次改訂における主な見直し点》

- 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」等との整合
- 新たに設けた項目
  - ・ 「同和問題\*」のうち『差別による被害者の救済』
  - ・ 「子ども」のうち『子どもの安全・安心の確保』
  - ・ 「高齢者」のうち『高齢者の虐待防止への取組』
  - ・ 「患者等」のうち『ハンセン病元患者等』と『難病患者等』
  - ・ 「犯罪被害者等』
  - ・ 「インターネットによる人権侵害』
  - ・ 「人権に関する様々な課題」のうち『個人情報保護』、『ホームレス』、『性同一性障害者』

第一次改訂から10年余りが経過した現在、各種施策や関係者の努力により大きく改善した分野がある反面、インターネットの急速な普及などの社会情勢の変化に伴って、各種人権課題は複雑化、多様化してきており、さらにはヘイトスピーチ\*（特定の人種や民族等への憎悪を煽る言動）や性的指向等に関わる人権、子どもの貧困など新たな課題も顕在化してきています。

この度、こうした状況変化に的確に対応し、各種人権課題の早急な解決を目指すため、基本方針の第二次改訂を行うこととしました。



今後とも、各施策を展開する際には、本基本方針に基づき人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権教育・啓発を総合的に推進します。

### 《今回の主な見直し点》

- 第一次改訂以降の新たな法整備への対応、県の各種計画・指針等との整合
- 特に重点的に見直しを行った項目
  - ・ 同和問題\*（部落差別の解消の推進に関する法律）
  - ・ 障害者（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）
  - ・ 外国人（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、多文化共生の考え）
  - ・ 患者等（肝炎患者等を追加）
  - ・ 性的指向・性自認等（様々なセクシャリティーの状況）
  - ・ インターネットによる人権侵害の実態
  - ・ 人権に関わる様々な課題（ホームレス等生活困窮者、北朝鮮当局による拉致問題等、人身取引、災害に起因する人権問題を項目立て）

## 2 人権をめぐる国内外の動向

### (1) 国際的な動向

多くの人命が失われた二度の世界大戦により、人権の保障が世界平和の基礎であることが認識されるようになり、人権を国際的に保障することが必要と考えられるようになりました。

第二次世界大戦が終結に向かう中で、昭和20（1945）年に「国際の平和及び安全を維持・・・人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励する（国連憲章第1章）」ことを目的とした国際連合（以下、「国連」という。）が設立されて以降、様々な人権課題解決のための取組が展開されました。

現在は、「人権教育のための国連10年」を継承する「人権教育のための世界計画\*」に取り組まれており、初等中等教育での人権教育を主眼とした第1段階（平成17～21（2005～2009）年）、高等教育での人権教育及び教育関係者、公務員、軍隊等のための人権研修に焦点を当てた第2段階（平成22～26（2010～2014）年）を経て、これまでの取組の強化とメディア関係者等への研修促進を掲げた第3段階（平成27～31（2015～2019）年）が進められています。

近年は、性的指向や性別違和等に関する議論も注目を集めるようになりました。平成18（2006）年にインドネシアのジョグジャカルタの国際会議で採択され、その翌年に国連人権理事会で承認された「ジョグジャカルタ原則\*」や平成23（2011）



年の性的指向と性別違和に関する初の国連決議を踏まえ、権利保護に向けた国際的な動きが進んでいます。

このほか、スポーツの世界では、オリンピック憲章において「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会」を目指すとともに、スポーツを人権の1つと捉えて、いかなる種類の差別も受けることなく権利と自由が享受されなければならないことを根本原則に明記するなど、国連以外の様々な分野、団体においても人権に関する取組が行われています。

こうした取組により国際的な人権意識の高揚が図られる一方で、極端な原理主義によるテロ行為の多発や地域紛争の激化、それらに伴う多量の難民の流入等による排外主義の台頭などから、深刻な人権課題も生じてきており、早急な対応が必要になっています。

## (2) 国内の動向

戦後、昭和21（1946）年に、我が国では「国民主権」「平和主義」そして「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法が公布されました。

昭和31（1956）年には国連に加入し、国際社会の仲間入りを果たし、国連が提唱する各種の人権に関する国際年について積極的な取組を行ってきました。

また、人権をめぐる国際的潮流のなかで、我が国は、国際社会の一員として「国際人権規約」をはじめ人権に関する諸条約を批准するとともに、関係する国内法が整備され、広く国民的な課題として基本的人権の擁護・尊重と人権思想・人権意識の普及に向けての取組が進められてきました。

平成7（1995）年12月には、政府において内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、平成9（1997）年7月、国内行動計画が策定されました。

平成9（1997）年3月に人権擁護施策の推進を国の責務と定めた「人権擁護施策推進法」が施行されたところであり、同法に基づく「人権擁護推進審議会」において、平成11（1999）年7月には「人権教育・啓発の総合的推進に関する基本的事項」、また平成13（2001）年5月には「人権侵害の被害者救済施策の充実に関する基本的事項」の答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関し、平成12（2000）年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育・啓発の推進は国と地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、国では、平成14（2002）年3月に、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。本基本計画については、平成23（2011）年に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加されています。

この動きと連動して、国はこれからの学校教育における人権教育の指針として、平成16（2004）年に「人権教育の指導方法等の在り方について」（第1次とりまとめ）を皮切りに、平成18（2006）年に第2次とりまとめ、そして平成20（2008）年に第3次とりまとめ\*を公表しました。この中には、人権尊重の視点に立った学校づくりや「協力」、「参加」、「体験」を中核とした学習形態の重視、発達段階に即した人権教育の指導方法等がまとめられ、学校・教育委員会において、このとりまとめを活用した人権教育に取り組むことが求められています。

なお、人権侵害の被害者救済施策については、未だ実現しておらず、引き続き課題となっています。

近年の人権に関わる動きとしては、例えば子どもに関し、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法\*」が、その翌年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律\*」が施行されました。

また、平成27（2015）年には「生活困窮者自立支援法」が施行されています。

平成19（2007）年に、我が国が「障害者の権利に関する条約\*」に署名したことで、平成23（2011）年に「障害者基本法」が改正され、平成28（2016）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が施行されて、障害のある方への「合理的配慮」が求められることになりました。

平成28（2016）年には、適法に日本に住む日本以外の出身者やその子孫に対する不当な差別的言動は許されないとした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ対策法」という。）」も施行されました。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題\*については、その早期解決を求める国民的な意識と運動の盛り上がりを背景に「同和対策審議会」が設置され、昭和40（1965）年に「同和対策審議会答申\*」が出され、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、3つの特別法に基づき、平成14（2002）年3月まで33年にわたる特別対策が実施されてきました。

その後、同和対策は一般対策の中で必要に応じて対応されてきたところですが、現在においても人々の間に残る差別意識を完全には払拭しきれていないとの認識のもと、平成28（2016）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行され、改めて同和問題\*の解決が重要な課題であると認めて、国及び地方自治体が果たすべき責務が定められました。



### (3) 本県での取組

県では、これまで同和問題\*をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権問題の解決を県の行政施策の重要な課題として取り組んできました。

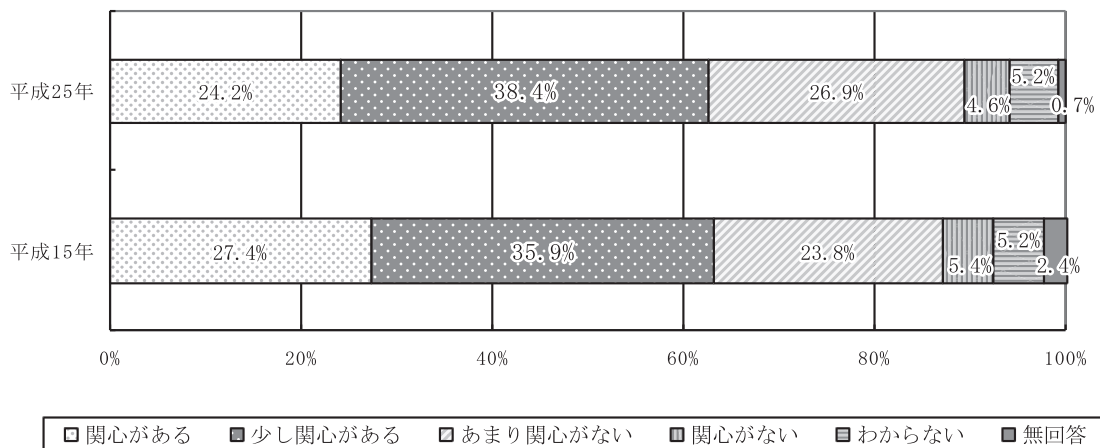
この結果、本県における人権に関する教育・啓発は、市町、学校や地域社会、職場など多くの関係機関・団体等との連携のもとで進められ、人権問題の解決に向けた取組は一定の成果を得ていますが、同和問題\*に係る差別事象の発生をはじめドメスティック・バイオレンス（DV）\*や児童虐待、いじめなど、いまだ多くの課題が残されているとともに、増加する外国人居住者への対応やこれまであまり認識されてこなかった性的指向や性自認等への配慮なども新たに求められるようになってきました。

一方で、10年ごとに実施している「人権に関する県民意識調査」では、平成25（2013）年調査の結果として、「人権・差別問題への関心度」で約3割の人が「関心がない」、「あまり関心がない」と答えています。また、「他人の迷惑を考えない人が増えてきた」との設問には、7割を超える人が「非常にそう思う」、「かなりそう思う」と答えるなど、意識面での課題があらわになっています。両項目とも、平成15年調査と比較しても大きな改善は見られません。

今後、人権問題の解決に当たっては、単なる知識のみにとどまらず、県民一人一人が自らの問題として取り組む姿勢がこれまで以上に重要であると考えられます。

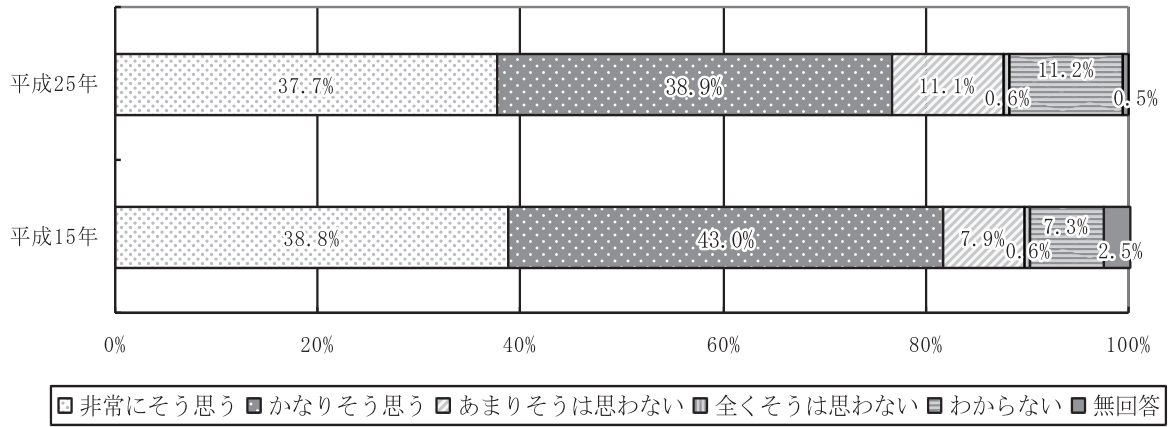
#### 《県民意識調査》

##### ○ 人権・同和問題への関心度





○「他人の迷惑を考えない人が増えてきた」という意見について





### 3 基本方針の基本理念

#### (1) 基本理念—共生社会の実現

今日、世界では、人、物、情報などが国境を越えて自由に行き交うボーダレス化が進んでいます。特に、近年のスマートフォンの急速な普及に伴って、よりインターネットが身近になり、誰でも手軽に世界に向けて情報発信ができるようになってきました。こうした状況変化は、私たちの生活の利便性を高める反面、バーチャルの世界の現実感の無さと匿名性から、安易に他人を誹謗中傷してしまうといった新たな人権問題も増えています。また、世界各地において地域紛争が発生し、飢餓や難民問題、テロなど深刻な人権問題が後を絶ちません。私たちの周りでも、児童虐待、配偶者等への身体的・精神的な暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）\*などの重大な人権侵害事例が認められ、同和地区出身者や障害者、ハンセン病元患者、HIV感染者などに対する偏見や差別意識も完全に解消されているとは言い難く、県民の生活に関わるあらゆる場面で、依然として人権に関する深刻な問題が数多く発生しています。さらには、経済雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題、あるいは歴史的経緯・社会的事情から沖縄や福島など特定の地域の住民に負担を強いている現状など、従来の人権課題に収まりきれない「生きづらさ」を抱えている人たちも増えてきています。

日本国憲法第14条には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により・・・差別されない」と規定されています。そのためには、一人一人の個性、違いを尊重し、様々な文化、多様性を認め合い、交流を深める「共生」の心が必要です。

そこで、本基本方針では、性別、国籍、世代など様々な違いを超えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることが出来る「共生社会」の実現を目指すことを基本理念とします。

具体的には、次の3つの社会づくりを推進します。

##### ア 一人一人が個人として尊重される差別のない社会

個人の尊厳や多様性が尊重され、誰からも差別や偏見、そして暴力を受けない安心して生きていける社会の実現を目指します。

##### イ 一人一人が個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会

全ての人は平等であって、性別や年齢、障害の有無などによって差別されず、一人一人の様々な個性や生き方の可能性を大切に、個性や能力を十分発揮できる機会が保障されている社会の実現を目指します。

##### ウ 一人一人が個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

人権が尊重される社会の実現のためには、全ての人が、それぞれの個性や生き方等の違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重することが必要であり、自分を大切に

すると同時に他人を思いやる心を持って共に生きていく社会の実現を目指します。

以上の3つの社会づくりを全て実現することにより、基本理念である「全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる『共生社会』の実現」を目指していきます。

この基本理念を今後の人権施策に反映させるとともに、国や市町、CSO\*（市民社会組織）等の民間団体、地域住民、企業等との協力・連携を推進します。

## (2) 目標—人権文化の確立（人権という普遍的文化の構築）

全ての人間は、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利を生まれながらにして持っています。この人権は、全ての人の尊厳と平等に立脚したものであり、人権の尊重は人類普遍の原理として、我が国の憲法の基本的理念の一つとなっています。

基本的人権の尊重は、全ての国民に憲法によって保障されたものですが、人権尊重を今日の社会のすみずみまで根づかせるためには、全ての人が人権尊重を日常生活のあらゆる場面で意識していくこと、そしてそのような人権意識のもとに積極的に社会に関わっていくことが必要です。第3章に「課題別施策の推進」として個別の人権課題ごとの施策の方向性を記述していますが、人権問題はこれにとどまらず人の生活全てに関わってくる問題です。

本基本方針においては、自らの生き方を大切にしながら他者の人権を尊重し、相互理解を深めることによって育まれる共生意識というべきものを人々の日常の生活の営みのなかに定着させ、社会の習慣にまで広げ普及させることを「人権という普遍的文化」と捉え、これを県民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標とします。

## (3) 基本姿勢—生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く県民生活に普及定着させるためには、人権教育・啓発を単なる人権に関する知識の普及にとどめず、県民が主体的に人権について学び、行動していくものとする必要があります。

「人権教育のための国連10年・決議」においては、「人権教育は情報提供するだけでなく、発達のあらゆる段階及び社会のあらゆる階層にある人々が、あらゆる社会において、他者の尊厳の尊重及びその尊重を保障するための手段と方法を学ぶための、生涯を通じての総合的なプロセスを構築するべきである」とされています。

一方で、県民の人権に対する関心は多様で、その程度も様々です。県民一人一人が生涯を通じて人権問題を身近な学習課題の一つとして捉え、その学習を知識の修得から人権尊重のための取組へと高められるようにするためには、学習の場、学習の方法、学習テーマの設定などを工夫することが求められています。



そのため、人権教育・啓発を生涯を通じた重要なテーマとして捉え、県民の学習活動を効果的に推進することとします。

#### 4 基本方針の性格

- (1) この基本方針は、「佐賀県人権の尊重に関する条例」に基づき今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、県の様々な施策の取組に当たっては、この基本方針を尊重し推進するものとします。
  
- (2) この基本方針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に対応して、同法第5条の地方公共団体としての責務を表すものです。



## 第2章 人権施策の推進方向

### 1 人権の視点に立った行政の推進

県が行う全ての業務は、「福祉」、「健康」、「安全・安心」、「環境」など様々な分野で、人権と関わっています。

このため、県は、人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組みます。

### 2 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

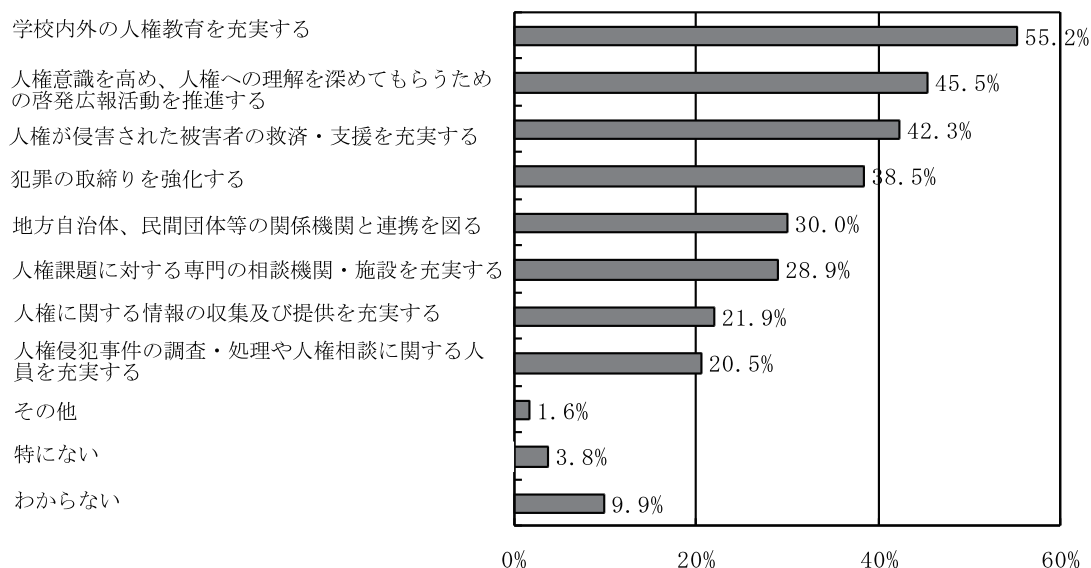
人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現には、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが大変重要です。

幼児期から、命を大切にできる心や、他人の痛みが理解できる心、違いを認め合いお互いを大切にできる心など、人間形成の基礎となる豊かな情操や思いやりの気持ち（価値的側面）を育むことは、その後の成長に応じた人権教育を行う上で、重要な役割を担っています。同時に、自由や責任、個人の尊厳、権利、義務などの人権や人権擁護に関する基本的な知識（知識的側面）を身に付けさせたり、人間の尊厳や自他の人権、多様性を尊重しようとする態度など（態度的側面）や、コミュニケーション能力、合理的・分析的に思考する技能、身の回りで起こった差別を見逃さない技能や協力的・建設的に問題解決に取り組む技能など（技能的側面）を身に付けさせたりすることも重要です。

平成25（2013）年に実施した「人権に関する県民意識調査」においても、人権問題の解決策として、多くの方が「学校内外の人権教育を充実する」、「人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発広報活動を推進する」が必要と回答されています。

#### 〈県民意識調査（H25）〉

○今後、県は人権擁護に関し、どのようなことに力を入れていけばよいか。





このため、本県においては、家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場や機会を捉えて、従来の知識習得型の学習から、人権に関する知識が態度や技能、行動に結びつくような体験的参加型学習へと人権教育・啓発の重点を移し、地域社会において人権教育を推進していく指導者の育成や資質の向上を図りながら、全ての人々の人権が尊重・擁護され、差別のない明るい社会を形成するために、様々な人権教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚に取り組みます。

## (1) 家庭や地域社会

### 【家庭における現状と課題】

家庭教育は全ての教育の出発点であり、親子のふれあいを通して、生命尊重などの人権の重要性を学んだり、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付けたりするなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。

しかし、近年、核家族化、ひとり親家庭の増加等による家庭環境の変化や、少子高齢化、個々のライフスタイル・ワークスタイルの変容といった社会の変化、家庭における人間的かかわりの大きな変化が見られます。また、家庭の教育機能の低下や生活保護家庭の増加、子どもの貧困なども大きくクローズアップされています。そのため、子どもの自主性や主体性を育てる上で、子育てや家庭のあり方等に不安を抱える家庭も増加しています。

さらに、家庭内において、子どもや高齢者に対する暴力や虐待など様々な人権侵害の問題も生じています。本来家庭は、個人の生命や人権の尊さを認識させ、基本的な生活習慣や社会性を身に付けさせるなど、人格形成の基盤となる場です。家庭において育まれる人権意識の重要性を考慮すると、学校、地域社会やCSO\*等とも相互に連携し、家庭の教育機能の向上を図るための支援体制を確立していく必要があります。

### 【具体的な施策の方向】

このため、次の施策を推進します。

- ア 全ての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、家庭教育に関する保護者への学習機会や情報提供の充実を図ります。
- イ 子育てその他、家庭教育に関する不安や悩みを抱える親などへの相談・支援体制の整備を図ります。
- ウ 児童、高齢者虐待等に対する相談・支援活動を充実させ、防止のための教育・啓発の推進を図ります。

**【地域社会における現状と課題】**

地域社会は、そこが様々な人々の生活の場であることから、家庭と同様に、お互いの人権を尊重する意識や他人に対する思いやりの心を育む役割があります。そのため、家庭と学校、地域社会が連携して、子どもをはじめとした地域で暮らす人々への学習の場の提供や機会の充実を図ることが大切です。

これまで、地域社会における人権に関する学習は、同和問題\*をはじめとした各分野にわたる人権問題の解決を図る啓発や研修会、講演会が公民館等の学級・講座として行われ、また、県においても、指導者の育成、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した人権啓発、啓発パンフレット等の配布、啓発映画の放映、視聴覚ライブラリーの整備・充実等に努めてきました。

その結果、県民の同和問題・人権問題に対する理解と認識は深まってはいるものの、まだ十分とは言えず、地域社会において、それぞれの人権問題に関する取組の一層の充実に向けて、これまで以上に学校・家庭・地域社会が一体となった取組が必要です。

そのためには、CSO\*等の民間団体と連携・協働を図りながら、地域の活動や学校教育活動などあらゆる場を活用し、生涯学習の観点から各世代に応じた人権教育・啓発の取組を推進していくとともに、人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚の涵養を図ることが大切です。

**【具体的な施策の方向】**

このため、次の施策を推進します。

- ア 人権に関する学習活動を支援するため、地域社会において人権教育・啓発を先頭に立って推進していく指導者の育成及び資質の向上を図るとともに、各種資料、パンフレット等の作成配布に努めます。また、市町が地域の実態を踏まえ実施する人権教育・啓発活動は、県民一人一人の人権意識を深めるのに非常に重要であり、市町での教育・啓発の取組については、地域における人権教育・啓発の在り方についての調査研究の成果等を踏まえ、人権意識の高揚に向けた積極的な支援に努めます。
- イ 地域住民にとって身近な公民館をはじめとする社会教育施設や県立男女共同参画センター・生涯学習センター「アバンセ」を拠点として、同和問題\*をはじめ様々な人権問題についての学級・講座等、地域住民の人権意識を高める学習機会の提供に努め、生涯学習の視点に立った人権教育の充実を図ります。
- ウ 地域の実態に応じ、市町が実施する学級・講座等における人権教育が充実するような学習プログラムを開発するなど、学習内容の充実や教材作成の支援をするための情報の提供に努めます。



また、今日の高度情報化社会に対応し、各種のメディアを利用した情報・視聴覚教材の提供やテレビ放送の充実を図ります。

エ 青少年の豊かな人間性を育むため、学校教育との連携を図りつつ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動・自然体験活動や、高齢者・障害者・外国人等との交流の機会の充実を図ります。

オ P T Aや婦人会などのC S O\*等民間団体が、人権教育・啓発の担い手として、地域の活動や学校など様々な場を通じて連携・協働して人権教育・啓発を推進することができるように支援し、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育・啓発の推進を図ります。

## (2) 学校

### 【現状と課題】

学校教育においては、発達段階に応じて全ての幼児児童生徒が、生き生きと自分の無限の可能性を伸ばし、よりよい社会人としての能力・態度・豊かな感性を身に付け、健康でたくましい心身をつくとともに、子どもたち自らが「差別を見抜き、差別をなくしていこう」とする確かな人権感覚を育てることが必要です。

就学前教育では、幼児の発達の状況に応じ全教育活動を通して、お互いに人権を尊重し合う心情や態度の芽生えを育てるような保育・教育への取組がなされています。

また、小・中・高等学校においては、人権問題について基本的な理解と解決のため学校教育活動全体を通じて、人権尊重の精神を育むための教育が行われています。

また、同和問題\*をはじめとして、女性・子ども・高齢者・障害者など様々な課題についても、幼児児童生徒の人権意識の高揚と人権感覚の涵養を図りながら、偏見と差別をなくす取組を進めてきたところです。

しかし、こうした取組にもかかわらず、学校現場においては、依然として児童・生徒間のいじめや暴力行為、不登校、さらには教職員からの行き過ぎた指導といった問題等子どもの人権に関する課題が存在する中、社会状況の急激な変化や多様な価値観の拡がりに伴い、より多様化・複雑化しています。昨今では、部活動において過剰な活動が生徒、教員に負担となり人権問題に発展するのではないかとの声も聞かれています。また、情報化の進展によって、SNS\*（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を介したいじめやインターネット上での人権侵害、有害な情報の氾濫などは、子どもたちにとっても身近な問題であり、かつ深刻な問題となっています。さらに、同和問題\*に係る賤称語を用いた差別的な事象も後を絶ちません。

こうした現状を踏まえて、子どもたちが個性や価値観等の様々な違いによって他者を排除することなく、多様性を認め合い、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係を築き、

自分の大切さとともに他の人の大切さを実感できるようになるためには、これまで積み上げられてきた同和教育の成果と課題を踏まえながら、学校の教育活動全体を通じた人権教育の一層の推進が求められています。

人権教育を進める手法には、【普遍的な視点からのアプローチ】と具体的な人権課題に即した【個別的な視点からのアプローチ】があります。

#### 【普遍的な視点からのアプローチ】・・・人権についての基礎的な学び

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| ○人権の概念についての学習  | ○法の下での平等や個人の尊重についての学習 |
| ○自己肯定感を育むための学習 | ○集団づくりに向けての学習         |
| ○多様性の受容についての学習 | など                    |

#### 【個別的な視点からのアプローチ】・・・個別的な人権問題を通じての学び

- |            |             |           |              |
|------------|-------------|-----------|--------------|
| ○同和問題*     | ○女性の人権問題    | ○子どもの人権問題 | ○高齢者の人権問題    |
| ○障害者の人権問題  | ○外国人の人権問題   | ○患者等の人権問題 | ○犯罪被害者等の人権問題 |
| ○性的指向・性自認等 | ○その他様々な人権課題 |           |              |

2つのアプローチの一方に偏ることなく、両者を互いに関連させながら取り組むことで人権尊重についての理解を深めていくことが重要です。

こうした人権学習を通して、自分たちに保障されている権利を知り、様々な人権問題を「自分事」と捉え、自分の身の回りにある人権問題に気付き、問題解決に向けて自ら考え判断する力、そして行動する力を育むことで、差別をなくすために主体的に行動できる子どもたちを育てていく必要があります。そのためには、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら人権教育を推進していくことが重要です。

また、子どもたちは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、そして大学・短大・専門学校へと学習の場を移しながら成長していくことから、その成長過程全体を対象とした人権教育を想定し、発達段階に応じた学習活動を展開する必要があります。そのために、学校等間での定期的な連携協議会の開催や相互の授業参観、合同職員研修等を推進していくことも求められています。

さらに、国際化が進む中、多様な民族、国籍の人々の人権を尊重する意識を培う多文化共生の取組や国際理解教育も大切です。また、小中高での学習をベースにしながら、人権が尊重される社会づくりに向けた具体的な行動につなげる学習を行うために、大学・短大・専門学校等における人権教育が積極的に推進されるよう促すことも重要です。

一方で、指導する教職員にも確かな人権感覚と人権尊重の理念についての十分な認識が不可欠であり、自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう人権意識の高



揚や資質の向上が求められ、学校や教育委員会等において、人権尊重の理念のもとに一層の人権教育の推進がなされるよう効果的な研修を実施することが必要です。

### 【具体的な施策の方向】

このため、次の施策を推進します。

- ア 人権教育においては、国の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第1次～第3次とりまとめ〕\*」を基に、人権の意義や正しい知識とともに、人権問題についての様々な場面や状況において態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることが大切です。このため、まずは学校現場への〔第3次とりまとめ〕の趣旨等の周知徹底を図り、教科・領域における人権教育だけでなく、子どもの発達段階に合わせて、学校での全ての教育活動を通して人権尊重の意識が高まるような学習内容の構築に努めます。また、幼児児童生徒の実態を踏まえ、身近な人権課題についての学びから同和問題\*をはじめとする様々な人権問題についての学習へと発展させていく中で、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることが態度や行動にまで現れるように学習方法の改善・工夫を図ります。
- イ 幼児児童生徒の実態を踏まえ、身近な人権課題についての学びから同和問題\*をはじめとする様々な人権問題についての学習へと発展させていったり、逆に様々な人権問題についての学びから身近な人権問題につなげたりすることで、様々な人権問題の解決を「自分事」と捉え、問題解決に向けて自分たちにできることを考え、差別をなくすために主体的に行動できる子どもたちを育てるための学習方法の改善・工夫を図ります。また、【普遍的な視点からのアプローチ】と【個別的な視点からのアプローチ】の両者を互いに関連させながら、バランスのとれた人権学習の取組を推進します。
- ウ 文部科学省の「人権教育研究推進事業」における研究成果や各学校における人権教育推進状況に関する調査等を活用しながら、人権教育を進めるための効果的な教材の収集や開発、人権学習年間指導計画の作成、学校・家庭・地域社会が連携しながら取り組む人権教育推進の在り方等を学校教育の場に広げることで人権教育の充実を図ります。
- エ 人権感覚に満ちあふれる幼児児童生徒の育成のためには、教職員の人権意識や資質の向上が最も重要です。このため、教職員の人権意識の高揚と人権感覚の醸成を図りながら、本県における人権教育推進上の課題を解決するための取組を推進し、様々な人権問題に対応した計画的・実践的な研修の充実に努めます。
- オ 社会性や豊かな人間性を育むための社会奉仕体験活動や自然体験活動、勤労生産体験活動、職業体験活動、芸術文化体験活動のほか、高齢者、障害者、外国人などとの

交流を積極的に推進し、多様な体験活動の機会の充実を図り、幼児期からの人権感覚の醸成に努めます。

カ 人権教育においても、学校・家庭・事業所・地域社会がそれぞれの教育機能の果たすべき役割を自覚し、連携した取組にしていくことで、より効果が期待できます。

特に、幼児児童生徒に対する人権教育をより効果のあるものにするには、家庭において保護者が人権問題を正しく理解したうえで子どもに接することが大切です。

そのため、PTAをはじめとして、ボランティア、NPO、公民館等のCSO\*活動との協働や家庭・地域社会との連携を一層深めながら、人権教育の充実を図ります。

キ 大学・短大・専門学校等へ積極的に情報を提供するとともに、人権に関する教育・啓発活動の充実を要請します。

ク こうした施策の評価を行うために、児童生徒や教職員を対象とした人権教育に関する意識調査を定期的実施し、取組の検証を行うことで、その後の施策に反映させていきます。

### (3) 職場

#### 【現状と課題】

経済雇用環境の変化に伴う非正規雇用の増加や長時間労働の問題などにより、人権を取り巻く環境も大きく変化する中で、企業等も社会を構成する一員として、人権問題について大きな役割を担っていく必要があります。

企業等は、社会性や公共性を有しており、その社会的責任を自覚し、人権が尊重される職場づくりや人権尊重の視点に根ざした企業活動を進めることが求められています。

そのため、企業等には、経営者をはじめとし積極的に従業員への人権問題の研修に努めるとともに、地域における人権啓発活動、各種イベントなどへの積極的な参加・協力が期待されています。

しかしながら、採用選考時の身元調査による出身地や国籍等による不公正な採用選考、採用や業務内容における男女差別、賃金や昇進等における男女格差、また、高齢者の継続雇用の問題、就職に当たって特別な配慮が必要な障害のある人などの雇用問題、正規雇用と非正規雇用の格差の問題、さらに職場におけるセクシュアル・ハラスメント\*やパワーハラスメント\*、マタニティハラスメント\*など、企業等における人権に関する認識は残念ながら未だに十分とは言えない面があります。

企業等においては、職業選択の自由、雇用機会の均等を確保するために、雇用主が同和問題\*をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識に立った公正な採用選考



が行われる必要があり、また、職場における性別をはじめとする、様々な差別的な扱いが行われないよう、今後もより一層の人権教育への取組が必要となっています。

### 【具体的施策の方向】

このため、次の施策を推進します。

ア 企業等での啓発を推進するため、商工団体・農林水産業団体の役職員、社会福祉・医療施設の経営者等に対して、積極的な啓発・研修に取り組むよう、適切な助言、指導を行います。

また、企業等での社員研修等に人権教育・啓発に関する情報や資料を提供します。

イ 門地・国籍・性別などの違い、年齢、障害の有無等を超えて、全ての人の就職の機会均等が図られるよう啓発を進めるとともに、就業を促進するための職業相談や職業能力開発の取組を促進します。

ウ 従業員の採用、選考に最も影響力をもつ企業のトップクラスに対する研修の充実を図ります。

エ 様々なハラスメントの防止や固定的な性別役割分担意識の解消など、人権が尊重される明るい職場づくりが求められていることから、職場単位の自主的な研修を促進します。

## 3 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

一人一人の人権が尊重される社会を実現するためには、あらゆる人々を対象に人権教育の取組を進める必要がありますが、とりわけ、行政職員、教職員・社会教育関係職員、警察職員、医療・保健関係者、福祉関係者、消防職員、マスメディア関係者は、日頃から人権の擁護に深い関わりを持つ職業に従事しており、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、その職務の性質上、人権に配慮することが求められています。

そこで、以下のとおり、特定の職業の従事者に対し研修等、人権教育・啓発の充実を図ります。

### (1) 行政職員

行政職員は、全体の奉仕者である公務員としての自覚を持ち、憲法の基本理念のひとつである基本的人権の尊重を行政施策を通じて具体化する役割を担っています。

職員一人一人が、同和問題\*をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの問題として、それぞれの分野において人権問題の解決に積極的に取り組む判断力と実践力を高めていくことが重要です。

このため、職員一人一人が常に人権尊重の視点に立って職務を遂行できるようにすることはもちろん、公権力の行使や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等と接する機



会の多い職員など、個々の職務内容に応じたきめ細かな人権感覚を身に付けることができるよう、職務内容に応じた人権・同和問題研修を推進し、各種研修教材の整備及び情報の提供を行い、各種研修会への参加や職場研修など各種研修の充実を図ります。

## (2) 教職員・社会教育関係職員

差別と偏見のない真に人権を尊重する意識を社会に根づかせるには、教育の果たす役割は極めて大きいものがあります。

したがって、教育に携わる教職員は、その使命感を自覚し、自らの人権感覚を磨きながら幼児児童生徒が学校教育のあらゆる場を通じて、人権を尊重する意欲や態度を身に付けることができるように育成する取組を進めることが肝要です。

そのため、学校における人権教育の推進には、各学校における日常的な研修を基本としながら、教職員自らが豊かな人権感覚を持ち実践するとともに、研修等を通じて同和問題\*など様々な人権問題についての理解と認識を深め、幼児児童生徒が持つ課題や実態に即して効果的な人権教育の実践ができるよう人権学習についての知識・技能の一層の向上を図ります。

また、その際には、教職員自身が様々な体験を通じて視野を広げるような機会の充実を図ります。

さらに、社会教育主事や公民館主事など社会教育関係職員については、地域住民が人権問題を自らの課題として捉えることができるよう、研修会の開催並びに人権に関する各種法律やパンフレット等の情報を提供していくことが求められます。

そのために、社会教育関係職員自ら幅広く人権問題に対する理解と認識を深め、人権に関わる問題の解決に資することができるよう、人権意識を高める研修の充実を図ります。

## (3) 警察職員

警察は、その職務の性質上、人権に深く関わる事例が多く、全ての警察職員が豊かな人権感覚を身に付けることが重要であり、警察職員として必要な人権に関する知識の涵養を図り、基本的人権を尊重した活動を今後とも徹底します。

そのため、人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行することなどを内容とする「警察職員の職務倫理及び服務に関する規則」に則り、適切な市民応接活動を一層推進するとともに、職務に精励します。

また、被害者、被疑者その他の関係者の人権に配慮した職務執行が行えるよう職場及び警察学校において人権感覚をさらに深めるため、教養訓練に努めます。



#### (4) 医療・保健関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、その他医療技術者等あらゆる医療・保健従事者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。

業務の遂行に当たっては、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーへの配慮や病歴等診療情報等の個人情報の保護に努めるなど、人権意識に根ざした行動が求められています。

そのため、職員の採用時の研修や職場研修、接遇研修などで、同和問題\*をはじめ人権に関わる研修を実施し、医療・保健従事者の人権意識の高揚に今後も努めます。

また、インフォームド・コンセント（患者に対する十分な説明と同意）の徹底に努め、誰もがセカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言）を受けられるなど、患者等の立場に立った処遇が施されるよう、関係機関・団体に対し、医師・看護師等医療関係者に対する研修等の充実について働きかけを行います。

#### (5) 福祉関係者

福祉担当行政職員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員その他社会福祉事業従事者、また、新たに福祉分野に進出した株式会社等民間事業者などは、高齢者、障害者、子ども等の生活相談や介護業務などに直接携わっています。

例えば、訪問介護員（ホームヘルパー）や施設職員は、高齢者等の生活相談や身体介護等に直接従事しており、個人情報を知り得る機会も多くあることから、人権侵害に至る事態が生ずる恐れもあります。

このように福祉関係者は社会的に弱い立場におかれている人々と接する機会が多く、職務の遂行に当たっては、人権の尊重や個人のプライバシーへの配慮など高い職業的倫理が求められています。

こうした認識に立ち、特に地域とのつながりの深い民生委員・児童委員の研修会や社会福祉施設職員及び社会福祉協議会職員の研修会のカリキュラムの中に同和問題研修を組み入れるなど、社会福祉事業従事者の人権意識の普及・高揚に努めています。

今後もこれらの研修会を人権の視点から充実させるとともに、行政の福祉担当の新任職員や指導監督職員等の研修会に人権に関するカリキュラムを組み入れ、施設職員の職場研修においても人権教育を実施するなど、福祉関係者全ての人権意識の普及・高揚を図ります。

#### (6) 消防職員

消防職員は、県民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するという、人権そのものの擁護を職務としており、緊急時はもとより、平時においても、社会の安寧秩序を保持し、公共の福祉の増進に努める必要があります。

消防職員の研修は、県消防学校と所属する一部事務組合等で実施しており、県消防学校においては、採用後の初任科研修で同和問題研修をカリキュラムとして組み入れています。

今後とも、消防職員が人権に関する正しい理解と認識のもとに、各種消防業務において適切な対応を行うため、県消防学校での人権についての学習機会の充実を図ります。

#### (7) マスメディア関係者

高度情報化が進展する現代社会において、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアが果たす社会的な役割はますます大きくなっています。

例えば、同和問題\*や様々な人権問題等をテーマとして記事や番組に取り上げ、読者や視聴者の人権意識の高揚に大きな役割を果たしています。

逆に、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長する内容の誤った報道がなされた場合などは、その権利侵害は非常に大きなものとなる恐れがあります。

そのため、正確な情報を国民に提供するというマスメディアの公共的使命を踏まえ、人権尊重の視点に立脚した取材活動や紙面・番組の編集を行うように、社員及び関係者の人権教育を一層充実させるなど自主的な取組が期待されます。

また、昨今では、インターネットの普及に伴って、従来のマスメディアの枠に入らない小規模メディアによる情報発信が増加する中、一部には悪意や錯誤等によるフェイクニュースにより人権が侵害される事案も生じており、マスメディアによる是正機能も求められています。

## 4 人権教育・啓発を担う指導者の育成・活用等の推進

- (1) 地域において人権教育・啓発を担う人材の育成や指導者の資質の向上を図ることは、人権教育の推進を図る上で極めて重要です。そのため、地域で活動しているリーダーや人権分野の指導員等を対象に、地域住民が人権問題を自らの課題として捉えることができるような指導方法等について、研修会や講座等を実施するとともに、これら指導者等に対して、種々の人権問題について課題の解決が図れるような情報の提供等に努めます。
- (2) 地域等で活動しているCSO\*等との交流・連携により、新たな地域の指導者の人材発掘に努めます。



- (3) 人権問題を総合的に取り上げ、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、日常生活において、態度や行動に現れるような人権感覚の高揚に向けて、参加者が主体的に参加できる効果的な学習プログラムの作成・普及を図ります。

## 5 相談・支援・救済の推進

全ての県民のあらゆる人権問題に迅速かつ適切に対応するために、県民の利用しやすい相談・支援・救済の体制の整備充実を図ります。

### (1) 相談・支援体制の充実・強化

本県では、人権に関する相談に対応するため、女性や子ども、高齢者に関する相談をはじめ、障害者の権利擁護に関する相談、外国人の生活相談、H I V・エイズや難病等に関する相談、犯罪被害者等に関する相談など各種相談窓口を設置して対応しています。

しかし、人権意識の高揚などによる相談件数の増加や内容の多様化・複雑化などにより、相談・支援体制の充実強化や相談窓口に関する情報の提供が求められていることから、以下のような取組を推進します。

ア 県民が戸惑うことなく、速やかに人権に関わる相談をできるようにするため人権相談総合窓口を明確にするとともに、県及び市町の広報誌やホームページなどの様々な広報媒体を用いて相談・支援に関する制度や、各種相談・支援機関の情報の積極的な提供を図ります。

イ 県民の誰もが容易に、また、安心して気軽に相談できるように、当事者の立場に立ったプライバシーの保護、相談の場所や時間、方法などを十分考慮しながら、相談・支援体制の充実を図ります。

ウ 県の各相談・支援機関が、人権に関する様々な相談について、迅速かつ適切に対応できるように、各相談員や関係職員に対し研修を行い資質の向上を図ります。

エ 国をはじめ、市町の機関、弁護士会、C S O\*などとの相互の連携・協力を図ります。

### (2) 救済体制の整備

現在、人権侵害に対する被害者の救済については、地方法務局及び人権擁護委員\*による人権相談や人権侵犯事件の調査処理、最終的な紛争解決手段である裁判制度のほか、労働問題、公害、児童虐待等の分野においては裁判制度を補完する制度や被害者保護のための特別の仕組みがあり、必要により様々な関係機関が連携し、対応しています。

本県では、ドメスティック・バイオレンス（D V）\*や児童虐待などにより、緊急に避難や保護の必要な女性や子どもについては、婦人相談所や児童相談所等が一時保護や

就労生活支援など自立支援の取組を行っているほか、様々な分野で設置している各種相談機関において、それぞれ専門性を持った対応により救済を図っています。

しかしながら、既存の救済制度だけでは、現在の多様化・複雑化する人権問題について、簡易、迅速、柔軟な対応や傷つけられた被害者の心を満たす真の意味での被害者の救済とは言えないところがあり、行政による新たな救済制度を整備することが必要と考えられます。

このような認識のもと、人権擁護推進審議会が平成13（2001）年5月に出した「人権救済制度の在り方について（答申）\*」に基づく実効性のある救済制度を、必要な法的措置を含め、早期に整備するよう国に対して要望しているところです。



## 第3章 課題別施策の推進

人権に関わる課題としては、差別や偏見の対象となる人や事象が明らかなものもあれば、歴史的経緯を背景にするもの、差別偏見を表現する方法・手段に伴うものなど、多様な形態があります。ここでは、第2章の総論的な施策の推進方向に加え、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」に準拠した個別の人権課題ごとに現状と課題を踏まえたうえで、推進すべき個別の施策の方向性を示します。

### 1 同和問題\*

同和問題\*（部落差別）は、我が国固有の人権問題です。その早期解決を図ることは国民的課題です。

同和問題\*の解決を「自分事」として捉え、一人一人が偏見や差別意識の解消を担う主体者としての教育・啓発の充実や相談体制を充実することにより、同和問題\*の解決を目指します。

#### 【現状と課題】

##### ○ 現状

- ・ 昭和40（1965）年の同和対策審議会答申\*を踏まえ、昭和44（1969）年に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以降、33年間にわたり同和地区及び同和関係者を対象とした生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業が実施されました。
- ・ 県では、同和地区の住宅、道路などの生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備を総合的に推進し、また、差別意識の解消のための教育・啓発についても積極的に実施してきたところです。
- ・ 長期にわたる同和対策事業により、概ね基盤整備が完了するなど様々な面で存在していた格差は大幅に改善されたことから、特別措置法に基づく特別対策は、法期限の平成14（2002）年3月末日をもって終了しました。
- ・ 以後、これまでの同和行政の成果を大切にしながら、教育、就労等のおお残された課題について、差別意識の解消に向けた人権教育・人権啓発を積極的に推進するとともに、一般対策を有効かつ適切に活用するなど各種支援を推進してきました。
- ・ 同和地区出身者が交際相手やその家族に自分の出身を明かすべきかどうかを悩むケースや、学校・公的機関に対する同和地区の問い合わせが未だにありません。また、問い合わせに対する職員の対応に不適切な事例がありました。
- ・ 近年、インターネットの匿名性を悪用し、同和地区に関する情報の流布、賤称語を用いた個人や団体に対する誹謗中傷、同和問題\*をかたった差別的な書き込みなどが行われるなど、差別の態様が変化しています。

- ・ 平成28（2016）年2月に「部落地名総鑑」復刻版出版事件\*が発覚し、裁判で出版禁止の仮処分が決定されましたが、その内容がインターネット上で公開されるといった事案が発生しています。
- ・ こうした状況を踏まえ、平成28（2016）年12月に「部落差別解消推進法」が制定され、同和問題\*の解決が国民的課題であることが改めて示されました。
- ・ 平成25（2013）年に実施した人権に関する県民意識調査のうち、同和問題\*に関する認識についての問いで、「知っている」と答えた割合は20代が最も低いという結果が出ています。

#### ○ これまでの取組

- ・ 「佐賀県人権教育・啓発基本方針」及び「佐賀県同和教育の基本方針」を定め、教育・啓発を行ってきました。
- ・ 部落差別解消推進法についての教職員研修資料を作成し、県のHPで公開し、各学校での活用を促しています。
- ・ 学校現場では、小学校6年生と中学校の社会科において同和問題\*（室町文化、江戸時代の身分制度、渋染一揆、解体新書、解放令\*、全国水平社\*、基本的人権の尊重など）に関する授業が行われています。また、高等学校でも、地理歴史科（日本史）や公民科（現代社会、倫理）で授業が行われています。
- ・ 中学校や高校において、生徒の進路保障の一環として、統一応募用紙の精神に学ぶ取組が行われています。
- ・ 県発行の人権・同和教育資料集に、同和問題\*の歴史や実践例を掲載し、全教員へ配布し活用を促しています。また、社会教育の取組についても掲載し、全市町と社会教育指導員へ配布し活用を促しています。
- ・ 県主催の社会教育指導員対象の講座や研修会等において、インターネットを悪用した人権侵害の事例を取り上げ、地域住民への啓発活動を推進しています。
- ・ 県内5カ所で毎年開催している社会教育地区別研修会等において、同和問題\*を必ず取り入れて、同和問題\*への関心を高めるよう努めています。
- ・ 市町担当者や社会教育指導員の研修において、同和地区の問い合わせへの対応についてグループ演習を行い、なぜ問い合わせが差別につながるのか、問い合わせがあったときの対応について自分の問題として考える機会を設けてきました。
- ・ 同和問題啓発強調月間（8月）や人権週間（12月4日から10日）を中心に、同和問題\*に対する正しい理解と認識を深め、差別の解消に向けて主体的に取り組むことができるよう講演会の開催やマスメディアを活用した啓発活動を行っています。
- ・ 行政関係職員に対しての重要な研修課題として同和問題\*を位置付け、各種研修を実施しています。



- ・ 企業等に対して、公正採用等を促すため、「企業トップクラス人権・同和問題研修会」（佐賀労働局と共催）や従業員等に対する研修を促すため「企業幹部・人権・同和問題研修会」を開催しています。
- ・ 企業での職場内研修の支援のために、研修用DVDの貸し出しや、講師派遣事業を実施しています。
- ・ 生徒の進路保障のため、高校ではハローワークと連携し、就職面接の際に違反質問や不適切質問をなくす取組が行われています。

#### ○ 課題

- ・ 県民の間には、「同和問題\*は過去のこと」、「そっとしておけば、いずれなくなる」等の声が根強くあります。
- ・ 「差別は、差別する側の問題である」ことを踏まえて、同和地区を有しない学校での取組をさらに充実させていく必要があります。
- ・ 児童生徒に対し、同和問題\*を正しく理解させるためには、教職員の理解促進、資質向上を図るとともに教育内容を充実・浸透させる必要があります。
- ・ 地域住民に対する教育・啓発の場では、同和問題\*をテーマにした研修会や講座に参加者が集まりにくい状況があります。
- ・ 公正な採用選考システムの確立や差別のない雇用の確保のため、雇用主及び採用担当者に対する一層の人権教育・啓発の取組が必要です。
- ・ 部落差別解消推進法に規定された国と地方自治体との役割分担や国が行う実態調査の状況を注視しながら、県として行うべき施策を推進していく必要があります。
- ・ 児童生徒の正しい認識を育むためには、保護者の理解も重要であるため、PTAや育友会への啓発を充実させていく必要があります。

#### 【具体的施策の方向】

平成8（1996）年の地域改善対策協議会意見具申\*を尊重するとともに、部落差別解消推進法の趣旨に基づき、以下のとおり取り組みます。

##### (1) 学校教育における推進

- ・ 部落差別解消推進法については、引き続き教職員への周知徹底を図り、部落差別が現存しているという認識のもと、その目的や教育に求められていること等についての共通理解を図り、全ての学校で部落差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。
- ・ 学校現場においては、児童生徒が同和問題\*の解決を「自分事」とするための職員研修の充実による人材育成を図るとともに、同和問題\*に関する授業は、担当者や担任任せにするのではなく、管理職を中心に学校全体で取り組む体制づくりを推



進めます。

- ・ 人権・同和教育資料集に学習カリキュラムや同和問題\*の現実を踏まえた内容を盛り込み、社学一体となった同和問題解決の取組をより一層推進します。

## (2) 社会教育における推進

- ・ インターネットを悪用した差別や地区間い合わせ等、同和問題\*の新たな差別の現実を受けて、地域住民へ教育・啓発が行われるよう、関係者による講話や参加型の手法を取り入れた学習の場づくり等、社会教育指導員の資質を高める研修内容を創造します。
- ・ 同和問題\*の解決に向けて、学校・地域・家庭が一体となった取組を推進します。
- ・ 同和地区に関する問い合わせがあった時の職員対応のあり方についての職員研修を推進します。

## (3) 啓発活動の推進

- ・ 同和問題啓発強調月間（8月）や人権週間（12月4日から10日）等の講演会やメディアを活用した各種啓発活動の充実を行います。
- ・ 行政関係職員への職場研修等各種研修の充実を図ります。
- ・ 同和問題\*に関しての講演会・研修会が実施されていない市町に対しての支援、助言を行います。

## (4) 企業等への啓発の推進

- ・ 国と連携協力し、公正な採用選考のため、企業トップクラスに対して研修を充実します。
- ・ 差別や偏見のない明るい職場づくりのため、引き続き職場内研修の実施の啓発、支援を行います。

## (5) 相談体制の充実

- ・ 隣保館\*をはじめ、佐賀地方法務局、県、市町等関係機関、関係団体の連携により、人権相談の促進を図ります。
- ・ 同和問題\*を理由とする結婚や就職等における差別、インターネット上の差別書き込みなど、悪質な差別事象が発生した場合は、国、市町等と連携し、迅速かつ適切に対応します。

## (6) 隣保館事業等の推進

- ・ 隣保館\*や教育集会所等においては、今後も住民の交流を促進し、相談事業をはじめ、社会福祉等に関する総合的な活動や人権・同和問題に対する理解を深めるための各種啓発事業を推進できるよう、適切な指導・助言を行います。

## (7) えせ同和行為\*の排除

- ・ 同和問題解決の阻害要因となる「えせ同和行為\*」の排除に向け、県民への啓発



に努めるとともに、こうした行為の排除については、法務局、警察等関係機関と連携していきます。

## Topic

### 部落差別解消推進法が施行されました。

- 現在も部落差別が存在することを法的に認めるとともに、情報化の進展に伴って状況の変化が生じていることを踏まえて、部落差別は許されないものとの認識を明記。  
(第1条)
  - 部落差別解消に関する国の責務と地方公共団体の努力義務を規定。(第3条)
  - 相談体制の充実と教育・啓発の推進を改めて規定。(第4条、第5条)
  - 部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国は実態調査を行うことを規定。  
(第6条)
- ※ 本法の国会審議においては、施策の実施にあたって、世代間の理解の差や地域社会の実情に配慮すること、過去の実績・反省を踏まえること、新たな差別を生むことがないように留意することなどを求める趣旨の附帯決議がなされています。

## 2 女性

女性の社会参画が進み、家庭、職場、地域などのあらゆる分野において男女が共に個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が進むとともに、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ 平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法\*」が制定されてから18年が経過し、本県においては、平成13（2001）年に「第3次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定後、これまで男女共同参画社会の実現を目指し、積極的な施策の展開を図ってきました。平成23（2011）年度には、県内20市町全てにおいて、男女共同参画基本計画が策定されました。
- ・ 平成26（2014）年度に実施した県民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、反対派（62.9%）が賛成派（33.2%）を上回っており、3分の2は性別役割分担意識に否定的です。しかし、前回調査（平成21（2009）年度）と比較すると、ほとんど変化が見られず、特に男性において性別役割分担意識は根強い状況にあるといえます。
- ・ 佐賀県の女性は、15～19歳層を除いた全ての年齢層で全国より有業率が高く、特に出産・育児期の30代前半で低くなり、その後再び上昇する「M字カーブ」の落ち込みが小さくなっています。また、共働き世帯の割合は全国8位と高く、保育所等入所児童数は平成27（2015）年には22,023人と、ここ10年以上右肩上がり増加しており、女性の就業者は増加しています。このような中、少しずつ男性が育児や介護など家事に関わる割合も増えてきていますが、主な担い手は女性という状況は依然として続いています。
- ・ 国政や地方の議会においても、女性議員が少ない状況があります。また、自治会長、PTA会長、農業委員や生産組合の役員、農協、漁協の理事などは男性に偏りがちです。あらゆる場面において、男女を問わず「男性優位」の意識が残っており、固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見や様々な社会制度・慣行が政策・方針決定過程への女性の参画が進展しない要因の一つとなっています。
- ・ 平成27（2015）年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、都道府県に対し、その区域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めることが努力義務とされたことから、平成28（2016）年3月に策定した「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」の基本方向3をその計画に位置付けました。
- ・ 女性農業者を含む地域の担い手が高齢化しており、農村地域の活性化に寄与してきた農山漁村女性のネットワークが脆弱化しています。また、栽培技術・経営を習



得する場も多くありません。

- ・ ストーカー\*、ドメスティック・バイオレンス（DV）\*事案の被害者の大半は女性であり、その多くは報復を恐れたり、経済的な事情等を理由に、被害申告をためらうことが少なくなく、また、男性警察官から事情聴取をされることに抵抗を感じる方もおられます。
- ・ DV\*に関する県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、平成21（2009）年度の2,008件をピークにその後は減少傾向にありますが、依然として1,000件を超える相談が寄せられている状況です。

#### ○ これまでの取組

- ・ 男女共同参画出前講座や広報誌等による啓発を行っています。
- ・ 男女共同参画推進リーダー研修を実施しています。
- ・ 男性の育児・家事参画を促進する講座等の実施及び市町における男性の意識改革の取組に対する支援を行っています。
- ・ 女性のための政策参画セミナー等を実施しています。
- ・ 県及び市町の各種審議会等における女性委員の参画を促進しています。
- ・ 企業等に対し、女性の大活躍推進佐賀県会議と連携したセミナー等の実施、ワーク・ライフ・バランス\*の取組の促進などを働きかけています。
- ・ 農業関係機関、団体、女性農業者代表による意見・情報交換や研修会・交流会を実施しています。
- ・ 高校・大学生向けDV未然防止教育事業や小・中学生向けDV予防教育を推進しています。
- ・ 佐賀県DV総合対策センターを中心とした警察、市町などの行政機関及び民間支援団体等の連携を強化しています。
- ・ 県や市町におけるDV等総合相談体制の充実を図っています。
- ・ ストーカー・DV被害者等の安全確保を最優先とした保護対策の実施のほか、状況に応じ被害者からの被害申告がなくても加害者を検挙するなど、積極的な措置を実施しています。
- ・ ストーカー・DV被害認知の段階から、被害者の希望に応じた性別の警察官が事情聴取を行うなど、被害者の心情に配慮した体制づくりを推進しています。

#### ○ 課題

- ・ 「男女共同参画」の本質である「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担う」という認識が十分広がっていません。
- ・ 多くの分野において女性の参画が進んできていますが、政策・方針決定過程への

女性の参画を含めた女性の活躍は十分とはいえない状況が続いています。

- ・ 労働環境の整備が不十分であることや配偶者をはじめとする家族の理解不足などから、女性自身が企業・事業所において指導的立場を敬遠する傾向も見られます。また、男女を問わず「男性優位」の意識が残っています。
- ・ 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス\*の推進が男性にとって、また、事業所にとっても、有益であることの理解がまだ十分ではありません。
- ・ 地域の重要な担い手である農山漁村の女性の資質向上とさらなるネットワークづくりを図ることが必要です。
- ・ DV\*やストーカー\*、性暴力、セクシュアル・ハラスメント\*、マタニティハラスメント\*等の暴力は重大な人権侵害であるにもかかわらず、男女間の暴力を根絶するための社会的な認識が十分ではありません。
- ・ DV被害者は、暴力により孤立し、支援に関する情報が届きにくい状況に陥っていることも少なくありません。
- ・ 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*」（性と生殖に関する健康と権利）の概念が普及しておらず、女性の生涯を通じた健康教育支援の重要性が認識されていません。
- ・ 貧困等による生活困窮者が幅広い層に広がっており、生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な施策が必要です。

### 【具体的施策の方向】

「佐賀県男女共同参画基本計画」の基本方向の下に、男女共同参画社会の実現に向けて、以下の取組を進めていきます。

#### (1) 男女共同参画の意識の形成

- ・ 男女共同参画社会とは、性別や年齢を問わず、あらゆる人々にとって、それぞれの能力を生かすことができる暮らしやすい社会であり、その実現が経済や社会全体の活性化につながるという意識の定着を図るため、広報・啓発活動を積極的に展開します。
- ・ 男女平等や人権尊重についての意識は、幼い時から家庭、学校、地域の中で形成されます。家庭や学校、地域が相互に連携し、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、次代を担う子どもたちが男女共同参画の理解や将来を見通した自己形成ができるような取組を進めていきます。

#### (2) 女性が活躍し、男女が共に参画する社会の実現

- ・ 家事、育児、介護、地域活動への参画についての意識啓発やセミナーなどを通じ、女性活躍推進に関する男性の理解促進や意識改革・行動改革を進めます。
- ・ 女性の活躍やワーク・ライフ・バランス\*の実現に向けた企業等の取組を促進する



### 3 子ども

次代の社会を担う全ての子どもたちが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを目指します。

#### 【現状と課題】

##### ○ 現状

- ・ 日本国憲法は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げており、これに基づく教育基本法、児童福祉法、児童憲章は、その基本的理念として、全ての子どもの人格を認め、尊重し、その健やかな育成を図ることを社会全体の責務としています。  
平成6（1994）年4月に我が国が批准した「児童の権利に関する条約\*」では、子どもを権利の主体として認め、子どもの成長、発達を保障するため、保護者をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記されています。  
平成28（2016）年6月3日に改正された児童福祉法において、児童の福祉を保障する原理が明確化されるとともに、家庭で適切な養育を受けられない社会的養護\*については、原則として里親等の家庭養護を優先し、施設養護についても小規模で家庭的な養育環境としていくことが求められています。
- ・ 少子化や核家族化の進行、地域における人間関係の希薄化などにより、家庭や地域における子育て力の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ 保育所、認定こども園や幼稚園では、ややもすれば、子ども集団の管理や規則が先行し、子どもの個々のニーズに配慮した処遇が行われにくい状況が生じやすいとの指摘がなされています。
- ・ 保育所等や放課後児童クラブにおいて特に支援を要する子どもが増えてきています。
- ・ 定期的な心理治療的援助を必要とする児童が増加しています。
- ・ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあります。
- ・ 警察においては、児童の泣き声等虐待が疑われる情報を覚知した場合は発生場所を特定し、警察職員が児童の安全を確認するため、現場臨場、付近住民への聞き込み、関係機関に対する関連情報の照会等を行っています。また、明らかな虐待事実が認められなくても、児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に児童通告を行っています。
- ・ いじめについては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25（2013）年9月に「いじめ防止対策推進法\*」が施行され、同法第2条において、「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身



の苦痛を感じているものと定義されました。

- ・ 学校においては、「いじめ防止対策推進法\*」に基づいて各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携の充実が図られています。
- ・ アプリケーションの利用が可能なスマートフォンのほか、インターネット利用に起因した児童買春をはじめ、佐賀県青少年健全育成条例違反等、児童の心身に有害な影響を与える福祉犯罪被害やいじめ被害等を背景とした不登校の相談が増加しています。
- ・ 近年、性に関する意識や価値観が多様化するとともに、児童生徒を取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化しており、若年層のエイズや性感染症並びに人工妊娠中絶も問題となっています。
- ・ 登下校時や校内における事故等が発生しています。
- ・ 「国民生活基礎調査」によると、子どもの貧困率は昭和60（1985）年では10.9%でしたが、平成27（2015）年は13.9%となり、およそ子どもの7人に1人が貧困状態にあるという結果になっています。

#### ○ これまでの取組

- ・ 平成23（2011）年3月には、「子ども・若者育成支援促進法」が施行され、県では、「佐賀県次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」を同法の県子ども・若者計画として位置付け施策を展開してきました。また、平成27（2015）年3月には、次世代育成支援、子ども・子育て支援及び子ども・若者育成支援に係る施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「佐賀県次世代育成支援地域行動計画（第3期）」を策定しました。
- ・ 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領に基づく適切な教育・保育の実施を図っています。
- ・ 障害児の心身の健全な発達の助長と障害児に対する正しい理解を深めるため、障害児を受け入れる保育所等や放課後児童クラブに対する補助を行ってきました。
- ・ 児童心理治療施設\*の開設への支援を行っています。
- ・ 家庭的養護推進計画の推進、里親制度の普及・理解のための啓発及び協議会の設置を行っています。
- ・ 学校におけるいじめ防止等（未然防止、早期発見・早期対応、再発防止）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「佐賀県いじめ防止基本方針」を策定し、「関係機関等との連携により問題の解決を図るための体制強化に向けた学校支援」、「いじめ問題に対する教職員の意識と対応力向上のための実践的な事例研修会の開催」、「365日24時間対応の電話相談窓口の設置」、「スクールカウンセラー\*の配置



による教育相談体制の充実」、「スクールソーシャルワーカー\*の派遣による家庭や関係機関等との連携強化」を行っています。

- ・ 性に関する正しい知識を身に付けさせるため、中学校及び高等学校に専門医等を派遣し、講演会等を開催するとともに、学校における性に関する指導の推進を図るため、性に関する指導に携わる教職員や、関係団体の代表者で構成する協議会と、教職員等を対象に研修会を開催しています。
- ・ 児童虐待問題への理解の醸成、子育て支援の強化、ハイリスク家庭への対応の強化、警察や教育委員会との人事交流を含めた児童相談所の職員体制等の充実や関係機関との連携、市町の要保護児童対策地域協議会\*の構成機関（医療機関、学校など）との連携、市町担当課による調整機能などネットワーク機能の強化を図っています。
- ・ 援助交際等による少年の被害防止を目的としたサイバーパトロール\*を実施し、当該少年及び同保護者に対する指導・助言を行うサイバー補導を行うとともに、保護者の同意を得て「継続的支援」活動を行っています。
- ・ いじめや児童虐待事案等の早期発見を図るため、少年相談や広報活動等あらゆる警察活動を通じ情報集約、関係機関との協働した対応を行っています。
- ・ 佐賀市の協力を得て、少年サポートセンター\*を市青少年センターや子ども・若者支援を行うNPO団体と同一フロアに移設したことにより、少年に関する相談に対し、ワンストップでの対応を可能にし、県民の利便性が図られ、かつ少年相談専用電話のフリーダイヤル化、少年補導職員等の公用携帯をスマートフォンに変えるなど被害少年が相談しやすい環境を充実しました。
- ・ 少年補導職員等が行っている被害少年のケアを目的とした「継続的支援」活動及び少年の再非行防止を目的とした「継続補導」活動の一環として、少年警察ボランティア及び地域ボランティアと協働し、体験型の「居場所づくり」活動を実施しています。
- ・ 学校、市町教育委員会を巻き込んだ「ケース会議」の積極的な開催及び「サポートチーム」編成等を働きかけています。
- ・ 学校における安全教育・安全管理の充実を図るための事業の実施や学校の安全教育指導者を対象に研修会を開催しています。
- ・ 子どもの貧困対策の実施、母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施、ひとり親家庭の子どもへの学習支援を行っています。
- ・ 子ども・若者総合相談センター\*を設置し、ニート、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者とその家族からの様々な相談をワンストップで対応しています。



## ○ 課題

- ・ 家庭や地域社会と連携して、子どもの健全な心身の発達を図り、他の児童との関わりの中で人権を大切にすることを育むなど適切な対応をする必要があります。
- ・ 障害児を受け入れる保育所等や放課後児童クラブでは、保育士等や支援員の加配など対応の充実が求められています。
- ・ 県内にも専門の児童心理治療施設\*を設置する必要があります。
- ・ 学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応など適切に対応できる校内体制や関係機関等との連携をより一層強化する必要があります。また、SNS\*等によるいじめへの対応が課題となっています。
- ・ 性に関する正しい知識を身に付けた心身共に健やかな子どもを育成する必要があります。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応、市町の体制強化が求められます。
- ・ 児童虐待に関して、休日、夜間における関係機関の対応の強化を図る必要があります。
- ・ 児童虐待防止法上の児童相談所が行う立入調査や臨検・捜索の研修が行われていないため、警察との合同研修を行う必要があります。
- ・ 学校現場において、「警察」は「検挙、補導」する組織という意識が強く、少年サポートセンター\*の存在や業務に関する認識が浅いため、広報の在り方を見直すとともに、被害少年をはじめとする様々な悩みを抱えた少年を支援する関係機関・団体との顔の見える関係構築を図る必要があります。
- ・ 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要があります。
- ・ 子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように支援を強化する必要があります。

## 【具体的施策の方向】

### (1) 啓発活動の推進

- ・ 毎年5月5日のこどもの日から1週間の「児童福祉週間」を中心に、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図るため、県民だより、テレビ、新聞等の広報媒体を利用した啓発活動を展開するとともに、児童福祉週間関連事業や各種研修会等を実施するなど、家庭、学校、児童福祉施設、地域社会等社会全体への児童福祉の理念の普及、啓発に努めます。

**(2) 児童生徒の権利に関する理念の教育・啓発**

- ・ 「児童の権利に関する条約\*」について、学校教育において児童生徒に趣旨を理解させるとともに一人一人の良さを生かし、個を大切にす教育が一層行われるよう、その趣旨・内容を教職員に周知徹底します。
- ・ 児童福祉関係者に対し、研修会等の場を利用して、条約の周知を図るとともに、県民に対しても啓発に努めます。

**(3) 適正な保育・健全育成に向けての取組**

- ・ 平成30（2018）年4月に施行される新しい保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領に基づく人権に配慮した適切な教育・保育の実施を図ります。
- ・ 障害児を受け入れる保育所等や放課後児童クラブに対して、一人一人の子どもの状況に適した支援ができるよう補助を引き続き行います。
- ・ 子どもが安心して過ごせる居場所として、放課後児童クラブの支援員の質の向上に努めます。
- ・ 児童心理治療施設\*を開設します。（平成30（2018）年10月予定）

**(4) いじめ問題への取組**

- ・ 「佐賀県いじめ防止基本方針」に基づき、これまでの取組を継続して実施します。

**(5) 子どもの安全・安心の確保**

- ・ 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進します。

**(6) 思春期における性に関する指導の充実**

- ・ 児童生徒が科学的な知識だけでなく、自分自身はもちろんのこと、他の生命を大切にすること、男性と女性が互いに協力しあい認め合うこと、人としてより良い選択や行動ができるようになることなどについても学ぶことができるよう、性に関する指導を推進します。

**(7) 児童虐待防止等への取組**

- ・ 児童相談所と警察の合同研修に向けた協議等連携を図ります。
- ・ 北部児童相談所（仮称）を設置するとともに、一時保護所を拡充します。（平成30（2018）年10月予定）

**(8) 被害少年への支援等**

- ・ 継続した人事交流（派遣研修）による警察と教育機関との連携強化と情報の共有化を推進します。
- ・ 「少年の立ち直り支援関係機関ネットワーク構築」意見交換会を実施します。



### (9) 子どもの貧困対策への取組

- ・ 子どもの貧困対策を総合的に推進します。佐賀県子どもの貧困対策推進計画に基づいて、様々な課題を持つ子どもたちへの教育の支援や経済的支援など様々な施策を、市町や関係機関等と連携しながら実施します。

## Topic

### ○「居場所づくり」活動（佐賀県警察本部）

いじめや性被害を受けた被害少年の精神的打撃のケアを目的とした「継続的支援活動」や非行少年等の再非行防止を目的とした「継続補導」の一環として、体験型の「居場所づくり」活動を実施しています。

これは、各種ボランティア・団体と協働し、各種体験活動を通じて、少年たちの精神的な「拠り所」を提供するものであり、年間22回実施しています。



## 4 高齢者

高齢者問題に対する理解を深め、高齢社会に生きる人間としての自覚を高めるなど高齢者の人権が尊重され、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持つとともに、自らのニーズに応じてまなび続けることができ、また、長年にわたり培ってきた豊かなまなびの成果や経験等を生かして社会参加できるなど、安心して生き生きと暮らすことができる社会を目指します。

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ 高齢者人口は今後も増加することが見込まれており、2025年には高齢化率が全国で30%を超え、認知症高齢者は65歳以上高齢者の約5人に1人になると見込まれます。
- ・ 県では、全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活でき、元気に活躍する明るく豊かな長寿社会づくりを基本理念に「さがゴールドプラン21」を策定し、高齢者保健福祉施策の総合的かつ効果的な推進を図っています。
- ・ こうした中、高齢者に対する虐待（平成27（2015）年度状況：養介護施設従事者等による虐待7件、養護者による虐待45件）や介護放棄、高齢者の引きこもり、ニセ電話詐欺や悪質商法等による財産的被害といった高齢者の権利が不当に侵害される事案など高齢者を取り巻く様々な問題が生じています。
- ・ 高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らすことができるよう、学習機会の充実や地域社会活動への参加のための環境づくりが求められています。
- ・ 農林漁業においては、担い手の高齢化が進行しており、産地の縮小が懸念されます。

#### ○ これまでの取組

- ・ 「老人の日・老人週間」における行事を通じ、高齢者福祉についての県民の理解促進が図られるよう努めました。
- ・ 高齢者に対する虐待については、虐待の相談、事実確認の調査など第一義的対応を行う市町・地域包括支援センター\*の職員に対する研修の実施、介護サービス事業者に対する制度の周知徹底など関係機関と連携しながら虐待の予防、早期発見、解決に努めました。また、介護保険施設に対し、身体拘束の廃止の徹底について指導しました。
- ・ 高齢者の社会参加の促進については、佐賀県長寿社会振興財団が運営する高齢者のまなびの場である「ゆめさが大学」への支援、佐賀県老人クラブ連合会や市町が実践する事業に対する支援など、高齢者の学習機会や老人クラブ活動の充実など高



高齢者の積極的な地域社会活動への参加の推進に努めました。

- ・ 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る「認知症サポーター」や「キャラバン・メイト」を養成するとともに、判断能力の不十分な認知症高齢者等の財産管理の支援や契約トラブル防止等のため、成年後見制度の普及・定着に努めました。
- ・ 高齢者に対する虐待その他人権侵害の発生などの救済や未然防止を図るため、地域包括支援センター\*等による相談体制の充実に努めました。
- ・ 生涯学習センターにおける県民カレッジやさが県政出前講座、生涯学習情報提供事業のほか、県立図書館の取組などにより、高齢者がまなび続けることができる環境づくりを進めました。
- ・ 高齢者を含む地域住民のまなびの成果を生かした社会参加の機会として、放課後子ども教室や学校支援地域本部を推進しているほか、地域の課題解決の支援を行いました。
- ・ 定年退職者を含む社会人を対象とした就農講座を開催しました。

#### ○ 現状

- ・ 全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活でき、元気に活躍する明るく豊かな長寿社会づくりを基本理念に、引き続き、学習機会の充実やまなびの成果を生かした地域社会活動への参加のための環境づくりとともに、高齢者福祉についての県民の理解促進に努めていく必要があります。
- ・ 近年、養介護施設従事者等による高齢者虐待件数は概ね横ばい、養護者による高齢者虐待件数は減少傾向にありますが、潜在化している虐待があると考えられ、引き続き高齢者虐待防止に係る理解促進、相談窓口の周知等を図っていく必要があります。
- ・ 高齢者の社会参加がより促進されるよう、種々の活動の活性化と活動への参加を推進していく必要があります。
- ・ 認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっており、成年後見制度の利用促進を図る必要があります。
- ・ 高齢者の権利が不当に侵害される事案などの様々な問題に対応するため、相談体制のさらなる充実に努める必要があります。
- ・ 明るく活力のある長寿社会を維持するため、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用機会の確保が重要です。
- ・ 農山漁村の高齢者が、意欲や体力に応じて、それぞれの地域で生きがいを持って暮らしていくとともに、経験や技術を次代に残せるような仕組みづくりが必要です。

**【具体的施策の方向】****(1) 県民の意識醸成**

- ・ 高齢者が、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛されるとともに、高齢者の一人一人が社会の構成員として尊重されるよう県民の意識醸成に努めます。

**(2) 安心と安全の確保**

- ・ 高齢者に対する虐待その他人権侵害からの救済や未然防止を図るため、地域包括支援センター\*等による相談体制の充実に努めます。
- ・ 身体拘束の廃止を含めた高齢者虐待防止対策の推進や、各種相談・情報提供体制の充実に努めることで、高齢者を取り巻く様々な問題を円滑に解決し、高齢者の安心と安全の確保に努めます。

**(3) 高齢者が活動できる環境整備**

- ・ 元気な高齢者が地域社会を支える担い手として、地域とのつながりを持ち、生き生きと活動できるような環境整備や仕組みづくりを推進します。
- ・ 多様な学習機会の充実や生涯学習情報の発信、まなびの成果を生かした地域活動の支援に努めます。

**(4) 成年後見制度の普及・啓発**

- ・ 市町や介護職員等へ成年後見制度の普及・啓発を行うとともに、市町が成年後見制度の利用促進に関する施策を実施できるよう支援します。

**(5) 雇用・就業機会の確保**

- ・ 高齢者の長年培われた知識、経験を生かし活躍できる多様な形態による雇用・就業機会が確保されるよう啓発に努めます。
- ・ 高齢者の就労等の機会を高めるため、関係機関と連携し技能講習等の充実に努めるよう努めます。
- ・ 定年退職者等を対象とした就農講座の開催（継続）や技術等の継承を行う仕組みづくりを支援します。



## 5 障害者

障害（者）についての県民・事業者の正しい理解が深まり、障害者及びその家族等が身近な地域で幅広い支援を受けながら、地域の一員として安心して自分らしく暮らしていける社会の実現を目指します。

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ 本県の身体障害者数は43,082人、知的障害者数は8,854人、医療を受けている精神障害者数は15,966人となっています。（平成28（2016）年度末現在）
- ・ 国においては、昭和56（1981）年の「国際障害者年」と昭和58（1983）年から始まる「国連・障害者の10年」、並びにそのあとを受けた「アジア太平洋障害者の10年（平成5（1993）年）」（10年延長）が採択されました。
- ・ 平成9（1997）年からの社会福祉基礎構造改革によって、措置制度から利用者がサービスを選択する契約制度へと転換されました。平成15（2003）年度に支援費制度が導入されましたが、その後、障害種別や地域によって格差があることから支援費制度は廃止されています。
- ・ 平成18（2006）年に「障害者自立支援法」が施行され、身体障害、知的障害、精神障害のそれぞれのサービスを利用する仕組みが一元化され、福祉サービスに係る経費が義務的経費となり、財源の安定化が図られました。
- ・ 平成23（2011）年に「障害者虐待防止法」が成立し、同年8月には「障害者基本法」が改正され、障害者の定義の見直しや合理的な配慮が新たに規定されました。
- ・ 平成25（2013）年には障害者自立支援法に代わり「障害者総合支援法」が施行され、同年「障害者優先調達推進法」が施行されました。また、平成28（2016）年には「障害者差別解消法」が施行され、障害者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体等に合理的配慮を提供することが義務付けられました。
- ・ 平成26（2014）年、日本は、障害者の権利を実現するための措置等を規定する「障害者権利条約」を批准しました。
- ・ 本県の民間事業所における障害者雇用率は2.43%（平成28（2016）年6月1日現在）で全国5位、法定雇用率（民間事業所2.0%以上）達成企業の割合は73.1%（平成28（2016）年6月1日現在）で6年連続全国1位となっています。



- ・ 就労継続支援B型事業所\*における月額平均工賃は17,817円（平成27（2015）年度実績）で全国8位となっています。
- ・ 佐賀県精神保健福祉センターにおける依存症に関する相談件数は年間約250件となっていますが、相談に結びついているのはほんの一握りと考えられます。
- ・ ひきこもりに至る要因の多様化やその問題が長期化することによる高年齢化が指摘されており、自立に向けた支援の強化が必要です。
- ・ 小・中学校等に在籍する障害のある児童生徒数は年々増加しており、これに伴い小・中学校に設置される特別支援学級の数も増加しています。
- ・ 平成23（2011）年改正の障害者基本法において、国及び地方公共団体は、可能な限り、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じなければならないと規定されました。
- ・ 障害者基本法の改正を踏まえ、平成25（2013）年に学校教育法施行令が改正され、就学基準に該当する児童生徒等は原則として特別支援学校に就学するという従来の仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改められ、その際、保護者や専門的知識を有する者の意見を聴くこととされました。
- ・ 小・中学校の学習指導要領においては、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることとされています。

#### ○ これまでの取組

- ・ 昭和57（1982）年に「佐賀県国際障害者年長期行動計画」を、また平成6（1994）年に「佐賀県障害者施策に関する新長期行動計画～やさしさ広げるふれあいプラン～」を策定しました。
- ・ 平成10（1998）年1月に新長期行動計画の重点実施計画である「佐賀県障害者プラン（ともに生き分かちあう社会をめざして）」を、平成15（2003）年度に「佐賀県新障害者プラン（地域での自立生活に向けて）」を策定し、障害や障害者に対する偏見や差別の意識など「心の壁」を取り除くための人権教育や啓発活動に取り組んできました。
- ・ 国内法の整備や国際的な障害者施策における大きな制度の改革や社会情勢を踏まえ、障害のある人もない人も暮らしやすいユニバーサルデザインを前提とし、平成26（2014）年に「第3次佐賀県障害者プラン」を策定しました。
- ・ 平成20（2008）年度から、障害者基本法で定められた障害者週間（12月3日～12月9日）を含む1か月間を、佐賀県独自に障害者月間と定め、その期間内に様々な理解啓発活動に取り組んできました。



- ・ 依存症対策として、自助グループと共催で依存症のフォーラム開催などの普及啓発、精神保健福祉センターや保健福祉事務所による相談対応等を実施しています。また、平成26（2014）年から肥前精神医療センターに、依存症患者に対する相談体制の整備や医療従事者を対象とした研修会、関係機関との協議会の開催を委託しました。
- ・ ひきこもりに関する相談は、子ども・若者総合相談センター\*や精神保健福祉センター、自立相談支援センター等の専門機関が、各問題に対して対応してきました。
- ・ 平成27（2015）年10月に策定した「佐賀県特別支援教育第三次推進プラン」において、幼稚園、小・中学校、高等学校の教職員の研修や特別支援学校のセンター的機能を活用した支援に取り組んできました。また、インクルーシブ教育システム\*の理念を踏まえ、特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小・中学校に出向く居住地校交流の一層の推進に取り組んでいるところです。

#### ○ 課題

- ・ 障害者差別解消法及び障害者月間の認知度がそれぞれ低い状況にあります。また、障害の特性や具体的なサポート方法等が認識されておらず、障害者への声掛けやサポート等の具体的な行動につながっていません。障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合い、共に支え合いながら安心して暮らすことができる社会をつくる必要があります。
- ・ 小・中・高等学校における障害のある児童生徒の支援の充実のため、教職員の専門性の向上や効果的な校内支援体制の構築を図る必要があります。
- ・ 児童生徒の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先決定ができるよう、市町教育委員会に対し必要な支援を行うことが求められています。
- ・ インクルーシブ教育システム\*や障害者差別解消法に基づく合理的配慮について、市町教育委員会と連携しながら理解を促進する必要があります。
- ・ 特別支援学校と小・中学校等との間の学校間交流や、特別支援学校に在籍する子どもが居住する地域の小・中学校に出向く居住地校交流が行われています（平成28（2016）年度、学校間交流は129回、居住地校交流は228回実施）が、特別支援学校の小・中学部における居住地校交流実施者数が近年減少傾向にあり、実施者の割合は全体の3割程度に留まっています。
- ・ 今後、障害者の地域移行の進展や高齢化による障害者の増加などが予測される中で、障害のある人もない人も共に幅広い分野にわたって学び、社会参画をすることができる環境づくりが求められています。

- ・ 障害者スポーツは、リハビリテーションから出発したため、スポーツ施策としての取組が進んでいません。また、移動手段の確保や情報収集することが困難などの理由で日常的にスポーツを楽しむ機会やきっかけが多くありません。全国障害者スポーツ大会の出場者は、一部の障害者に限られており、また、団体競技への出場者は少数となっています。
- ・ 障害者が芸術活動に気軽に参加・体験したり、自ら制作等に取り組んだりする機会が十分ではありません。また多くの県民に障害者の創造性の高い作品の魅力が十分に伝わっていません。
- ・ ストレス社会により、うつ病等心の病を抱えている方は増加しており、精神通院医療の受給件数は、平成28（2016）年度末で約12,000件と年々増加傾向です。
- ・ 自殺者は減少傾向にあるとはいえ、全国で約2万2,000人、佐賀県で約150人の方が命を自ら絶たれています。
- ・ 精神障害者や精神疾患、様々な依存症に対して偏見や誤解を持っている方も少なくなく、その解消が必要です。また、精神障害者の地域移行が国の政策としても進められており、これまでの入院医療中心から地域生活中心へ基本的な方策が示されています。
- ・ 情報収集や意思疎通の手段を持たない障害者が一定数存在していることから、障害者に向けたパソコン教室等の開催に関する周知やICTボランティアの確保が必要です。
- ・ 障害者の雇用は着実に増えていますが、まだ多くの障害者が職を求めており、精神障害者の就労支援の推進や事業所の現場職員に向けた障害への理解啓発を行い、福祉施設から一般就労への移行を進める必要があります。
- ・ 福祉的就労を主とする福祉事業所に対する専門的見地からの指導を推進し、福祉的就労事業所で働く障害者の工賃を更に向上させる必要があります。

### 【具体的施策の方向】

障害のある人もない人も地域社会の中でともに支え合う社会づくりを目的とした「第3次佐賀県障害者プラン」の基本的な方向性を踏まえ、次の施策を推進します。

#### (1) 啓発活動の推進

- ・ 障害者月間等を活用しながら、障害者差別解消法、障害の特性、サポート方法等について県民や学校、事業所等へ各種広報を行い、より一層障害への理解啓発を図ります。
- ・ 障害者に対する虐待等の人権侵害を防止するため、県障害者権利擁護センターにおいて、虐待防止に係る出前講座や障害者虐待防止・権利擁護研修会を実施するなど、



障害者と接する機会の多い障害福祉サービス事業所をはじめとした関係者に対する研修、啓発を充実します。

**(2) 幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実**

- ・ 教職員の専門性の向上及び校内支援体制の充実を図るため、障害のある幼児児童生徒への支援に関する知識・技能の向上等を図る研修をはじめとした各種研修等を実施していきます。

**(3) インクルーシブ教育システム\*に対応した特別支援教育の充実**

- ・ 就学先の決定や合理的配慮について、県教育委員会主催の就学事務及び就学相談・支援担当者会を実施し、インクルーシブ教育システム\*への理解を深めるための研修の一層の充実を図る等、市町教育委員会に必要な支援を行います。

**(4) 互いへの理解を深めるための交流及び共同学習の推進**

- ・ 居住地校交流の積極的な実施のため、その趣旨や意義について、市町教育委員会や小・中学校、特別支援学校に在籍する子どもの保護者等に対し、リーフレットを配付するなどして理解啓発を図ります。

**(5) まなびの環境づくり**

- ・ 生涯学習センターにおける県民カレッジにより、各市町や大学等の機関で実施される障害者や家族・関係者向けの講座の情報を広く提供していきます。
- ・ 障害のある子ども達の学習機会として、文化体験や自然体験などの体験活動の機会を提供していきます。

**(6) 誰もがスポーツを楽しむ環境づくり**

- ・ 障害者が広くスポーツを楽しむ機会やきっかけを増やすために、指導者が希望場所に出向いて行う出張教室を新たに取り入れた障害者スポーツ教室開催など、日常的にスポーツを楽しめるような環境づくりを進めます。
- ・ 全国障害者スポーツ大会の本県開催をきっかけに、大会競技の普及や選手発掘につなげていきます。

**(7) 多彩な文化芸術の振興**

- ・ 障害のある人も参加しやすい文化芸術イベントやワークショップの開催を通して、文化芸術に親しむ障害者が増えるように取り組みます。
- ・ 障害者の芸術活動を支援している団体と連携しながら、支援の充実を図るとともに、障害者が制作した創造性の高い作品の魅力を発信していきます。

**(8) 精神保健福祉事業の推進**

- ・ 自殺対策について、自殺対策協議会により様々な分野からの要因分析や対策についての検討を行い、相談等の窓口の充実、うつ病や悩みを抱えている方への気づきや対応等を行うゲートキーパーの養成講座など、各分野における自殺対策を充実します。

- ・ 精神保健福祉大会を実施し、精神疾患や精神障害者についての正しい知識の普及啓発を推進し、精神障害者の地域移行を促進します。
- ・ 支援者等を対象とする地域移行・地域定着のための研修会を開催し、精神障害者の地域移行対策の普及啓発や顔の見える関係づくり、協議の場の設置等を推進します。
- ・ 依存症について、引き続き、正しい知識・理解について啓発を図るとともに、依存症の本人及びその家族が気軽に相談できるよう、精神保健福祉センターを拠点として相談体制の充実に努めます。

#### (9) 障害者の社会参加、職業的自立の促進

- ・ 障害者の職業的自立を促進するため、佐賀県に就労支援コーディネーターなどの専門的な支援員を配置し、障害者雇用に対する企業の理解を進めていくとともに、関係機関と連携しながら、障害者と企業とのマッチングを図り、円滑な就労につなげていきます。
- ・ 新設や工賃の低い福祉施設に対する商品開発や販路開拓などに関する専門的指導や経営コンサルティング、福祉施設への発注を促進するための共同受注支援窓口の充実強化を図り、工賃の向上につなげ、障害者の職業的自立を支援します。

#### (10) 相談体制の充実

- ・ 住民のもっとも身近な市町において、障害の種別等にかかわらず、幅広い相談に適切に応じられる総合相談窓口（県内12か所設置）をはじめとした相談支援体制の充実に努めます。
- ・ 障害者の権利擁護に係る相談等に対応するため、各市町に設置された障害者虐待防止センターや佐賀県障害者社会参加推進センターにおいて実施している障害者110番事業などの相談体制の充実に努めます。
- ・ 発達障害児や発達障害者、その家族等からの相談や支援を行うため、発達障害者支援センターを県内2か所に設置するとともに、県内5圏域に発達障害者専門相談窓口を設置する等、発達障害に特化した相談体制の充実に努めます。

#### (11) ひきこもり支援

- ・ ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもりの状態にある人の自立に向けた支援体制を整備します。



## Topic

### ○ 障害者差別解消法、障害の特性等を記載したハンドブックの作成

障害者差別解消法の施行を受け、障害のある人もない人もみんなが住みやすいまちになるよう、佐賀県は県民みんなで「支える県」を目指します。

この度「佐賀県みんなで支えるけん！」ハンドブックを作成し、様々な障害の特性とサポートの方法等について紹介しています。

#### ◇ 障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取り扱いの禁止」

…役所や会社、お店などの事業者が、障害のある人に対して正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」

…役所や会社、お店などの事業者に対して、障害のある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担の重すぎない範囲で対応することが求められています。



## 6 外国人

日本人住民と外国人住民が互いに多様な価値観を認め合い、協力し合い、共に活躍し、皆が安心して暮らせる社会となることを目指します。

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ 佐賀県の在留外国人数は、平成28（2016）年12月末で5,140人と、初めて5千人を超えました。対前年増加率は13%と全国トップの伸び率となっています。なかでも、技能実習生の増加が顕著です。
- ・ 国籍・地域別では、中国（1,276人）が最も多く、次いでベトナム（978人）、韓国又は朝鮮（717人）と続き、全体の9割以上をアジア地域が占めています。
- ・ 在留資格別では、技能実習（1,863人）が最も多く、永住者（975人）、留学（744人）の順となっています。
- ・ 地域別では、佐賀市（1,529人）、鳥栖市（930人）、唐津市（594人）の順となっています。
- ・ 平成29（2017）年5月1日現在で、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童生徒数は、小学校29人（17校）、中学校10人（9校）、高等学校1人（1校）となっています。
- ・ 平成28（2016）年に、「ヘイトスピーチ対策法」が施行され、ヘイトスピーチの解消に向けた国及び地方公共団体の責務が規定されました。
- ・ 県内では、現状においてヘイトスピーチ\*が問題になるケースは起きていないものの、平成26（2014）年に複数の少年が外国人留学生に対し生卵などを投げつけるといった事件が発生しました。

#### ○ これまでの取組

- ・ （公財）佐賀県国際交流協会等と連携し、必要に応じて専門家（弁護士）等を紹介するなど、外国人からの各種相談に対応しています。
- ・ 多文化共生分野に関わるボランティアの育成に努めています。例として、外国人が被災した場合を想定した「多文化ワークショップ」をボランティアが自発的に開催した際に、セミナーの企画・実施支援を行いました。
- ・ 帰国子女等対応非常勤講師を配置できるようにしているほか、小学校3校（佐賀市2校、伊万里市1校）に日本語指導担当教員を1人ずつ配置しています。

#### ○ 課題

- ・ 言語、宗教などの文化や生活習慣に対する基本的な価値観の相違を理解したうえで、県民の多文化共生意識・歓待の態度（ホスピタリティ）の醸成を促進する



必要があります。

- ・ 外国人住民に対し、地域情報、特に日常生活に必要な行政情報や防災情報が確実に届く仕組みづくりや複雑多様化する各種相談への対応が必要となっています。
- ・ 地域社会の一員として外国人住民の地域参画を進め、地域日本語教室を中心に、外国人住民を含む地域住民の居場所づくり、支援拠点づくりを進める必要があります。
- ・ 外国人児童生徒等への日本語指導の経験やノウハウを持つ教員が少ないことから、より効果的な日本語指導を一層推進する必要があります。また、外国人児童生徒等の中には、日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合があることから、日本語指導が必要かどうか適切に判断する必要があります。
- ・ 総務省では、平成25（2013）年に、外国人の受入対策のうち技能実習制度について、実習生を受け入れる企業等による労働関係法令違反が発生していることを指摘しています。

## 【具体的施策の方向】

### (1) 多文化共生社会の推進と国際化に対応した人材の育成

- ・ 行政、民間団体、企業、県民が一体となった外国人支援のネットワークづくりに取り組みます。
- ・ 国際レベルでの基本的人権を尊重するため、人間の尊厳に関する教育・教材の充実を図ります。
- ・ 地域における身近な学習機会の場を充実し、相互理解のための異文化交流の推進と正しい歴史認識の啓発に努めます。
- ・ 学校教育においては、外国語教育や総合的な学習の時間、道徳教育の中で、様々な文化のもつ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生などについて、考えを深めていきます。
- ・ 「ヘイトスピーチ対策法」の趣旨について県民に周知し、その理解を深めるための広報その他の啓発活動を実施します。

### (2) 外国人への情報の提供及び相談体制の整備

- ・ やさしい日本語等による行政情報や地域情報を、外国人住民に確実に届けられる仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 外国人に対応できる相談窓口を設置し、地域や職場における外国人の円滑な日常生活、活動を支援します。
- ・ 外国人を意識したインフラ整備、多言語表記に配慮します。



- ・ 外国人に配慮した防災施策、マイノリティの視点を生かした防災施策を行います。
- ・ 災害等の発生時に外国人が孤立することのないよう、多言語による情報提供や、多言語ボランティアを避難所に派遣するなどの支援を行います。

### (3) 外国人の生活及び日本語教育支援

- ・ 地域の日本語教室を担う人材やコミュニケーションを支援する人材の育成、関係先とのネットワーク構築、外国人の居場所づくりなど、県全体で多文化共生の推進体制を整備します。

### (4) 外国人児童生徒に対する支援

- ・ 日本語指導担当教員配置校の取組を公開することにより、日本語指導のノウハウを共有します。
- ・ 日本語能力測定方法（DLA）を活用し、当該児童生徒の日本語能力を適切に把握します。
- ・ 「特別の教育課程」による日本語指導の実施を推進します。

## Topic

### ○ 多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」2006年3月総務省）

### ○ 新たな日本語教室の開設

平成28年度に実施した「地域日本語教育コーディネーター養成講座」受講者が、自身の住む地域に外国人が増えたことを実感し、「地元で日本語を教えたい。」と、多文化共生社会コーディネーターに相談したことがきっかけとなり、行政関係者や地域住民を巻き込んだ日本語教室が開設されました。1人の『何とかしたい』という熱意が多くの人に伝わることで、多文化共生社会に向けた支援の輪が広がっています。



### ○ ヘイトスピーチ対策法が施行されました。

近年、本邦外出身であることを理由として、我が国の地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動が行われています。このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するため法律が施行されました。



## 7 患者等

感染症や難病、がん等の病気により身体的、精神的、経済的に困難な状況にある（元）患者やその家族が、周囲の無理解や思い込みなどによる偏見や差別意識により二重に苦しむことなく、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できる社会を目指します。

### (1) HIV感染者等

#### 【現状と課題】

##### ○ 現状

- ・ HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる後天性免疫不全症候群のことを特にエイズ（AIDS）と呼んでいます。
- ・ HIVは日常的な接触では非常に感染しにくいウイルスにもかかわらず、簡単に感染し、発病すれば必ず死亡するという誤った知識が広がり、患者や感染者等への差別が発生し、これまで多くの偏見や差別意識を生んできました。
- ・ 全国でのHIV感染者・エイズ患者の報告数は横ばい傾向の中、本県は増加傾向にあります。「日常的な性行為による感染」が感染経路の大部分を占めている現状から、エイズの疾病概念や感染経路、その予防法を正しく知ることが重要です。

##### ○ これまでの取組

- ・ 「世界エイズデー」や「HIV検査普及週間」に合わせて休日・夜間検査を実施し、エイズに関する正しい知識の普及啓発のためのキャンペーンを実施しています。
- ・ プライバシーに配慮した検査・相談体制の充実を図るため、医療関係者等を対象にカウンセリングに関する研修を実施しています。
- ・ 県内の全高校1年生を対象にエイズ予防教育を実施しています。
- ・ 一般企業や専門学校、特別支援学校等を対象に講演会を開催しています。
- ・ 県民からのエイズに関する相談窓口を設置しています。

##### ○ 課題

- ・ HIV感染者等についての正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に努めるとともに、HIV感染の予防を行う必要があります。

#### 【具体的施策の方向】

- ・ エイズ患者やHIV感染者に対する差別の解消のため、広く県民を対象とした普及啓発を実施します。
- ・ 医療関係者等を対象にカウンセリングに関する研修を実施し、HIV感染者等の人権に配慮した対応等についての普及啓発を図ります。
- ・ 学校でのエイズに関する教育・啓発のため、教職員へのエイズ教育研修を実施し、

指導者の資質向上を図るとともに、学校・家庭・地域の連携によるエイズを含む性教育を推進します。

- ・ 県民からのエイズに関する相談窓口を各保健福祉事務所に設置し、感染に不安のある方やエイズ患者、H I V感染者のプライバシーに配慮した相談体制を充実します。

## (2) ハンセン病患者等

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症です。感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。
- ・ 明治以降、病気に関する誤った認識から国による強制隔離政策が続けられ、平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて、ようやく終結しました。
- ・ 療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、ハンセン病の後遺症である身体の障害等により、依然として患者であるとの誤解が払拭されていません。
- ・ 根強い偏見や差別に加えて、入所者自身の高齢化等により、現在も多くの人が療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難となっています。
- ・ 平成13（2001）年5月にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所判決が出されたことにより、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、ハンセン病患者及び元患者の名誉回復と福祉増進等の措置が図られることになり、平成21（2009）年4月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

#### ○ これまでの取組

- ・ ハンセン病に対する正しい知識の普及を図るための啓発パネル展及び啓発セミナーを開催しています。
- ・ 本県出身のハンセン病療養所入所者に対し、里帰り事業を行っています。
- ・ 県民とハンセン病療養所入所者との相互の交流のため、触れ合いの場を提供しています。
- ・ 本県出身の方々が入所している「菊池恵楓園」に「希望の鐘」を復元・設置しました。

#### ○ 課題

- ・ ハンセン病に対する正しい知識や情報が十分には普及していないことにより、宿



泊拒否事件が発生するなど、日常生活における差別や嫌がらせなどの偏見や差別が根強く残っています。

### 【具体的施策の方向】

- ・ パネル展や啓発セミナーを通じ、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。特に、「菊池恵楓園」に復元・設置した「希望の鐘」を活用し、地域や学校におけるハンセン病問題の理解・啓発、人権教育を推進します。
- ・ ハンセン病療養所入所者との交流を通じ、県民のハンセン病に対する偏見・差別意識の解消を図ります。

### (3) 難病患者等

#### 【現状と課題】

##### ○ 現状

- ・ 難病については、その多くが原因不明で治療法も確立されておらず、生涯にわたって治療・療養を必要とし、経済的に大きな負担となるばかりでなく、病気によっては介護等に著しく労力を要することもあり、家族にとっても身体的・精神的な負担が大きくなっています。
- ・ 難病患者の方は、事業所の難病に対する理解がないことから就労できない場合がある一方、医療の進歩に伴い、症状が安定し治療を続けながら就労されている方も多くいます。しかし、周囲の理解・配慮が不十分なため、通院・休憩等の時間が十分に取れないことなどにより、仕事を辞める人もいます。
- ・ 難病に対する無理解や偏見により、心ない言葉をかけられるなど、就学、就労、結婚など社会生活のあらゆる場面で差別を受け、中には、病気を周囲に隠して生きている人も少なくありません。

##### ○ これまでの取組

- ・ 難病に関する正しい知識の普及のため、パンフレットの配布、ホームページによる情報提供を行っています。
- ・ 一般県民及び難病患者・家族等に対する研修会及び講演会を実施しています。
- ・ 難病相談支援センターにおいて、難病患者・家族等に対する相談支援、難病の制度等に関する情報提供、就労支援を行っています。
- ・ 在宅の重症難病患者に対する訪問相談を実施しています。

##### ○ 課題

- ・ 難病に関する正しい知識の普及を図り、難病患者やその家族に対する差別や偏見を払拭することが必要です。

- ・ 就職意欲があっても様々な要因により就労に至っていない難病患者に対し、関係機関と連携して就労支援を行っていく必要があります。

### 【具体的施策の方向】

- ・ 難病患者やその家族への差別や偏見を解消するため、難病に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
- ・ 医療機関とのネットワークやレスパイト入院先の確保など、難病患者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、療養生活の質の向上や支援を図ります。
- ・ 難病患者やその家族の精神的、経済的負担を軽減できるよう、病気等に関する訪問相談のほか、患者や家族同士の交流機会の提供を支援します。
- ・ 難病拠点病院や難病相談支援センター、保健福祉事務所における相談、支援の充実を図ります。
- ・ 企業に対し、難病に対する理解を深めるとともに、難病相談支援センターへ就労支援員を配置し、ハローワーク等との連携により就労支援を行います。

## (4) 肝炎患者等

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ 肝炎の原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が多くを占めています。
- ・ 最近では、C型肝炎の治療が進展し、ほとんどのC型肝炎は治療できるようになり、また、B型肝炎もウイルスの増殖を抑える効果が高い治療法ができる等、肝炎ウイルスに感染し肝炎を発症したとしても早期に治療を受けることにより、日常生活にほとんど支障がない状況となっています。
- ・ 肝炎ウイルスは、特定の血液凝固因子や集団予防接種により感染が拡大した経緯がありますが、肝炎ウイルスが容易に感染する等の誤った理解がいまだ根強く残っており、就園・就学・就職等の場面で不利益を受けるなど、肝炎ウイルスに感染していること、肝炎患者であることを伏せている患者等が少なくありません。

#### ○ これまでの取組

- ・ 肝炎に対する正しい知識の普及のための県民向け公開講座を開催しています。
- ・ 本県の肝疾患連携拠点病院（佐賀大学医学部附属病院）の肝疾患相談支援センターにおいて、肝炎に関する情報提供、肝炎患者やその家族等に対する相談支援を行っています。



## ○ 課題

- ・ 肝炎に関する正しい知識については、十分に浸透したとは言えず、広く県民に対して正しい知識の普及を図り、肝炎ウイルス感染者や肝炎患者、その家族への差別や偏見を払拭することが必要です。

### 【具体的施策の方向】

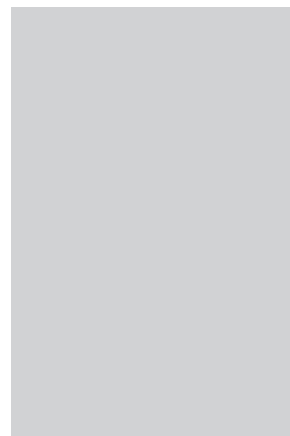
- ・ 医療従事者や事業主等の関係者と連携し、肝炎ウイルスや肝炎についての正しい知識、理解の浸透を図るための普及啓発を推進します。
- ・ 経済団体と連携した企業の経営者に向けた研修会、事業所への出前講座などの実施により、職域における肝炎治療と職業生活の両立支援を推進します。
- ・ 肝炎及び肝炎治療に関するリーフレット等の啓発資材を制作・配布し、肝炎患者が速やかに治療へと行動できるよう肝炎治療に関する正しい理解の浸透を図ります。
- ・ 肝炎患者等の身体的・精神的苦痛や悩み、相談に対応するため、佐賀大学医学部附属病院・肝疾患センターに「肝臓なんでも相談窓口」を開設し、相談支援を実施します。
- ・ 肝炎医療コーディネーターを養成し、肝炎患者等への生活面での助言、服薬や栄養の指導、助成制度について行政窓口との連携等を推進します。

## Topic

### ○ 「希望の鐘」

- ・ かつて、国立ハンセン病療養所「菊池恵楓園（熊本県合志市）」において、社会復帰者が園を去っていく際に、見送りの意味を込めて鳴らされていましたが、老朽化により取り外されていました。
- ・ ハンセン病患者の方々が強制隔離されていた歴史を振り返り、今後の警鐘とし、また、ハンセン病問題の理解啓発及び人権教育に資するために、園に「希望の鐘」を復元・設置しました。

平成29年3月「希望の鐘」除幕式



## 8 犯罪被害者等

予期せざる犯罪に巻き込まれた犯罪被害者等が、直接的、副次的な被害に苦しむことなく、再び平穏な生活を営むことができる社会を目指します。

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ 平成29（2017）年警察白書によると、平成28（2016）年中の全国の刑法犯認知件数は99万6,120件（前年比マイナス10万2,849件）となっており、件数自体は減少傾向にあるものの高い水準にあります。県内においても減少傾向にあり、件数は5,089件（前年比マイナス333件）となっています。
- ・ 平成29（2017）年7月に改正刑法が施行され、
  - ① 強姦罪を強制性交等罪に改め、性別の規定を撤廃
  - ② 親など監護する立場の者の18歳未満の者に対するわいせつな行為等を処罰する監護者わいせつ罪等を設ける
  - ③ 性犯罪に関する親告罪の規定を廃止し、本人等の告訴がなくても起訴できるようにする
 など、性犯罪に関し処罰行為の拡大が図られました。
- ・ 犯罪被害者等は、犯罪によって生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、被害後に生じる精神的ショック、失職等による経済的困窮、捜査や裁判等での精神的・時間的負担、プライバシーを侵害しかねないメディア報道などによる二次的被害の恐れもあります。それは被害者本人にとどまらず、その家族や友人などにも及びます。
- ・ 欧米では、犯罪被害者の権利として、
  - ① 個人として尊重される権利
  - ② 加害者の刑事手続き等に関与し、知る権利
  - ③ 被害回復を求める権利
  - ④ 物質的・精神的・心理的・社会的支援を受ける権利
 等が確立し、社会全体で総合的に被害者支援を行う仕組みが構築されています。
- ・ 近年、我が国でも犯罪被害者等の人権に対する社会的な関心が高まり、平成16（2004）年に犯罪被害者等基本法が制定され、平成28（2016）年には同法に基づき「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28～32年度）」が策定され、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための施策が示されています。
- ・ 県では、平成26（2014）年に「佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」を制定し、同条例に基づく「防犯あんしん計画（平成27～30年度）」を推進するとともに、平成29（2017）年4月には、犯罪被害者等支援に特化



した「佐賀県犯罪被害者等支援条例」を施行しています。

- ・ 市町においては、見舞金制度を盛り込んだ「犯罪被害者等支援条例」が、平成28（2016）年4月の嬉野市をはじめ、平成29（2017）年10月までに全市町で施行されています。

#### ○ これまでの取組

- ・ 県では、「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会」（通称V S協議会：事務局警察本部）において、犯罪被害者等の被害回復のため、会員相互が連携協力しながら、定期的な情報交換や研修会を行っています。また、「犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）」の時期にあわせて、毎年、警察や犯罪被害者等早期援助団体である佐賀VOISSとともに「犯罪被害者支援フォーラム」を開催しています。  
平成28（2016）年度には、「佐賀県犯罪被害者等支援条例」の制定を受け、条例の概要や犯罪被害者等が抱える問題と必要な支援、主な相談窓口一覧等をまとめた「犯罪被害者支援施策等のリーフレット」を作成し、広報啓発に努めました。
- ・ 市町とは、「市町担当者会議」を開催し、情報交換等を行っています。平成28（2016）年度には、犯罪被害者等への支援を行う際の留意点や市町、警察、関係機関・団体等の支援内容等をまとめた「犯罪被害者等支援ハンドブック」（改訂版）を作成・配付し、犯罪被害者等相談窓口対応の充実に努めました。
- ・ 警察では、犯罪被害者等に対する捜査状況等の被害者連絡及び再被害防止のための防犯指導、警戒措置に努めています。また、佐賀VOISSと連携して、県内中学校・高等学校において、「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等が受けた様々な痛み、命の大切さなどへの理解を深め、犯罪被害者等への配慮・協力の意識を涵養するとともに、犯罪を犯してはならないという規範意識の向上を図っています。
- ・ 警察本部及び各警察署に相談窓口を設置するとともに、佐賀VOISSをはじめとする関係機関・団体と連携して支援体制の充実に努めています。
- ・ 平成24（2012）年7月に、佐賀県医療センター好生館に性暴力救援センター・さが「さがmirai」を開設し、性暴力被害者の早期の生活再建と心身の回復を目指し、迅速かつきめ細やかに支援しています。

#### ○ 課題

- ・ 犯罪被害者支援に関する県民の理解が不足しています。
- ・ 県や市町の担当者に犯罪被害者等に関する知識や情報が十分とは言えません。
- ・ 犯罪被害者等に対する相談支援体制の一層の充実が必要です。
- ・ 再被害の恐れがあるかどうかの的確な判断が必要になります。
- ・ 犯罪被害者等の抱える問題は多岐にわたり、自ら被害を訴えることが困難で、支



援が行き届いていない場合があります。特に、性犯罪被害は、誰にも知られたくないなどの被害者心理が影響し、相談につながっていない隠れた被害者が多いと言われています。

- ・ 行政、警察、関係支援団体等との緊密な連携を図る必要があります。

### 【具体的施策の方向】

犯罪被害者等の人権を考えるにあたって、そもそも犯罪被害者等を生むような重大な犯罪そのものを未然に防止することが大切であることは言うまでもありません。しかし、残念ながらそうした重大な犯罪が生じた場合であっても、決して二次的な被害を招くことがないように、誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のもとに、国の「犯罪被害者等基本法」や「佐賀県犯罪被害者等支援条例」に基づく推進計画を踏まえた施策を推進します。

#### (1) 広報啓発の推進

- ・ 犯罪被害者等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や支援の重要性について、ポスターやリーフレット等の様々な媒体を活用したり、講演会等を開催するなどして、広報啓発に努めます。
- ・ 犯罪被害者等への報道機関の過剰な取材・報道に対しては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、二次的被害の防止を図るよう考慮し、理解ある対応を求めます。
- ・ 非親告罪化されたとはいえ、潜在化しやすい性犯罪については、広報誌などによる相談機関の情報提供を行います。

#### (2) 相談・支援体制の充実

- ・ 警察本部及び全警察署の相談窓口において相談支援に努めます。
- ・ 市町や警察、民間支援団体等と連携し、犯罪被害者等への支援体制を整えるとともに、担当職員等を対象とした各種会議や研修会を通じて資質向上を図り、支援の充実強化を図ります。
- ・ 保健医療サービスや福祉サービスの提供が必要な場合、住んでいる地域で適切に専門的医療や福祉サービスを受けられるような支援体制を整えます。
- ・ 公的救済や加害者からの損害賠償が得られない犯罪被害者等に対しては、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に基づき、給付金を支給します。
- ・ 重大な事件、事故の犯罪被害者等に対して、捜査状況等の情報を捜査に支障のない範囲で連絡します。

#### (3) 再被害防止措置の確保

- ・ 再度、加害者から危害を受ける恐れのある被害者等に対しては、同じ加害者から再度危害を受けることがないように、警察及び関係機関における防犯指導、警戒措置等の



再被害防止の措置に努めます。

## Topic

### ○ 犯罪被害者週間と犯罪被害者支援フォーラム

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）を「犯罪被害者週間」と定めています。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

毎年「犯罪被害者週間」にあわせて、県、警察本部、被害者支援ネットワーク佐賀VOISSの3者共催で、犯罪被害者遺族の講演等を含む広報啓発イベントを行っています。



### ○ さがmiraiとは・・・

被害申告が困難な性暴力被害者へ向けた支援制度で、「精神的なサポート」「医療的サポート」「経済的サポート」を3本の柱として取り組んでいます。

#### ①精神的なサポート

臨床心理士のカウンセリングにより、心的外傷の軽減を支援

#### ②医療的サポート

拠点病院及び連携医療機関で、被害直後に必要な産婦人科処置や検査を実施

#### ③経済的サポート

被害者の経済的な負担を軽減するため、上記①②について原則無料で実施



## 9 性的指向・性自認等

様々な性的指向や性自認の人たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指します。

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ L G B T s（62ページの【注】を参照）に関する公的な統計調査はありませんが、平成27（2015）年に民間企業が実施した調査では、日本の総人口に占めるL G B T sの人たちの割合は7.6%という結果が出ています。そうなれば、数十人規模以上の企業においては同じ職場にL G B T sの人たちがいることが想定されますが、その理解や支援は進んでいません。
- ・ 学校においても当事者の児童生徒が少なからず存在していることが想定されます。
- ・ L G B T sであることを隠さなくてはならない緊張や不安により、うつ病などのメンタルヘルスの問題を抱える人も多いと言われています。
- ・ 我が国では恋愛・性愛の対象は異性であるという固定観念が根強く、同性愛や両性愛等の当事者は差別や偏見の対象となることを恐れたり、性的指向等を表明することによって差別を受け精神的苦痛を受けたりしています。
- ・ 財産分与や相続など、異性のパートナーには認められている権利が、同性パートナーには認められていません。
- ・ 一番身近な相談相手であるはずの家族からの理解が得られないケースも少なくありません。
- ・ 平成16（2004）年の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の施行で、戸籍上の姓の変更が可能となり、平成20（2008）年の改正によって変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で身体的負担が大きいことから依然としてハードルが高いのが現状です。
- ・ 文部科学省から、平成27（2015）年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が、平成28（2016）年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」が通知され、L G B T sの児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。
- ・ 海外では、同性婚を認める国や地域も多くあり、スポーツ選手から大企業の経営者まで幅広いジャンルの人たちが、自身の性的指向などを公表していますが、日本の国立社会保障・人口問題研究所などの調査によると、友人がゲイ・レズビアンだった場合に「抵抗がある」と答えた人の割合は、いずれも50%を超えており、同性愛者への偏見は根強い状況です。



### ○ これまでの取組

- ・ L G B T s をテーマとした県民向け、企業・団体向けの講演会等を行っています。
- ・ 教職員を対象にした各種研修会において、L G B T s 当事者を講師に招くなど、教育現場における理解促進に努めています。
- ・ 県教育委員会が作成している「人権・同和教育資料」において、「性の多様性」を学習するための実践事例を提供しています。
- ・ 社会教育指導員及び地域の推進者を対象とした研修会を実施しています。
- ・ 県が行う調査や行政文書においては、特に必要のない性別欄の削除や、必要な場合であってもL G B T s に配慮した記載方法を示したりするよう求めています。
- ・ L G B T s であることで生きづらさを感じ、精神的な悩みを抱えている当事者やその家族の相談に、県精神保健福祉センターや県保健福祉事務所の精神保健福祉相談等にて対応しています。

### ○ 課題

- ・ 性の多様性に関する教職員向けの研修や「子ども110番」の相談員及び地域住民に対する啓発の充実が必要です。また、医療・福祉機関への啓発も不十分です。
- ・ 教育・啓発の場において、当事者として話をしてくれる方が少なく、学習資料がほとんどない状況です。
- ・ 性に関する差別的な表現で笑いをとろうとする風潮があるなど、社会的な理解が十分ではありません。
- ・ L G B T s に対する理解を社会全体が深め、支援していく必要があります。
- ・ 当事者団体の活動についての周知や団体への支援・連携が不十分です。

## 【具体的施策の方向】

当事者が置かれている状況を把握し、施策に反映していきます。

### (1) 啓発活動の推進

- ・ 学校教育においては、管理職をはじめ、人権・同和教育担当者、生徒指導担当者及び養護教諭等に対する研修機会を確保するとともに、学習資料を作成します。
- ・ 社会教育における多様な性のあり方についてのまなびの場の創造及び企業・団体等の職場での啓発の推進に努めます。
- ・ 医療・福祉機関に勤務する人たちへの啓発を推進していきます。
- ・ 当事者団体等と連携しながら、現状を踏まえた教育・啓発のあり方を検討していきます。

### (2) 相談体制の充実

- ・ 県立男女共同参画センターにL G B T s 相談窓口を開設するとともに、研修等によ

る相談員の資質向上を図ります。

- ・ 学校においては、日常の健康観察等により心身の健康問題の早期発見に努めるとともに、教職員の研修充実を図り、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となることを推進することにより、健康相談、教育相談等による個別指導や相談体制の充実を図ります。

### (3) その他

- ・ 学校における「男女混合名簿（性別で分けない名簿）」の使用状況を調査し、活用を促進します。
- ・ 性別で分けない呼び方（さん）、発育測定での衝立使用、多様な性の在り方に関する図書を置くなど教育的配慮を全ての学校に拡げていきます。
- ・ 地方公共団体の申請書類の様式等の見直しによる不必要な性の記載欄の削除を進めます。

#### 【注】LGBTsについて

人間の性は、少なくとも3つの要素（①生物学的な性（からだの性）、②性自認（こころの性）、③性的指向（好きになる性））が組み合わさって決定されています。（この他にも、社会的な性、性表現などの要素があると言われていています。）

今日、多様な性のあり方が社会的に認識されるようになってきており、そうした中、次の4つのタイプに属する人たちには共通の社会的課題が多いことから、多様な性について考える際に、「LGBT」という言葉が使われることがあります。

- ・ レズビアン（Lesbian、女性を好きになる女性）
- ・ ゲイ（Gay、男性を好きになる男性）
- ・ バイセクシャル（Bisexual、女性を好きになることも、男性を好きになることもある人）
- ・ トランスジェンダー（Transgender、生まれた時に割り当てられた性別と、ちがう生き方をする人／したいと思っている人。「性別違和」と表記することもある。）

しかし、実際には「アセクシュアル（Asexual）」と呼ばれる恋愛感情や性的な欲求をもたない人、「クエスチョニング（Questioning）」と呼ばれる自分の性のあり方が何に分類されるのかを考えている人、決めたくないと考えている人など、色で例えるなら「グラデーション」であると言われ、様々な性のあり方があります。また、性のあり方を考える際に、異性愛を前提とする多数者に対して、それに合わない一部の人たちを「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）」と称する考え方に疑問をもつ人たちもいます。

そのため、本基本方針ではこうした人たちの総称として「LGBTs」と標記します。「s」は、「LGBT」という概念に当てはまらない人たちがいることを表しています。



## 10 インターネットによる人権侵害

誰もが適切な情報モラルを身に付け、手軽に、かつ、安全安心にインターネットが活用でき、高度情報化社会の利便性を享受できる環境を目指します。

### 【現状と課題】

#### ○ 現状

- ・ 高度情報化社会（ICT社会）の急速な進展に伴い、今やインターネットは日常生活の一部になっています。
- ・ インターネットは、孤立しがちなマイノリティ当事者が他の当事者や支援者とながら大切な手段となっています。また、統制の厳しい社会等では、自由な言論空間として権力濫用を監視し、民主主義を活性化する重要な手段にもなりえます。
- ・ 他方、インターネットの普及に比例して、インターネットを媒介としたプライバシーの侵害や差別を助長する表現や虚偽のニュース等の流布も増加しており、その内容も複雑化・多様化しています。
- ・ 特に、インターネットが持つ匿名性、容易性、拡散性などから、いったん情報が発信されると削除等が困難となり、取り返しのつかない事態を引き起こしています。
- ・ いわゆる「出会い系サイト」による児童買春、インターネット上の過激な暴力シーンや性的な描写を含むサイトなどにより、子どもに対する人権侵害の増加も深刻な社会問題になっています。気軽に個人的な情報発信ができるブログ、ツイキャスなどのアプリやLINEなどのSNS\*を使ったネットいじめ、あるいは児童生徒が利用できるコミュニティーサイトを通じて犯罪に巻き込まれるケースもあります。
- ・ 平成14（2002）年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」により、被害者はプロバイダやサーバの管理者などに対し、人権侵害情報の発信者の情報開示請求や削除要請ができるようになっています。
- ・ 事業者へフィルタリングの提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20（2008）年）や元交際相手などが性的な写真・動画をインターネット上に掲出することへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26（2014）年）が制定されました。
- ・ 警察の統計によると、平成28（2016）年中の県内のサイバー犯罪検挙件数は73件と、平成24（2012）年の約2倍となっています。また、同年の警察へのサイバー犯罪に係る相談件数657件のうち57件が「名誉棄損・脅迫等」の人権に関わる内容になっています。

## ○ これまでの取組

- ・ 県民を対象とした情報モラルに関する講座やシンポジウム等を開催しています。また、小・中学校を対象とした「ひまわり講座」など、発達段階に応じた情報モラル教育の充実に努めています。
- ・ 学校における組織的な情報モラル教育を推進するため、情報モラル委員会を設置するなどして、年間指導計画の作成や教職員の指導力向上のための各種研修会を実施しています。
- ・ 青少年がインターネット上の有害情報を閲覧する機会をできるだけ減らすよう、佐賀県青少年健全育成条例を改正し、携帯電話等のフィルタリングサービスの利用促進を図っています。
- ・ 県内の学校に在籍する児童生徒が書き込みを行っていると思われるインターネット上の掲示板等を検索し、問題のある書き込みを発見した場合には学校等へ連絡する「ネットパトロール」を行い、注意喚起や指導など早期対応、再発防止に取り組んでいます。
- ・ 平成29（2017）年8月に、「佐賀県ネットトラブル相談窓口」を開設し、電話や電子メール、SNS\*を介した相談を受け付けています。
- ・ 警察では、「佐賀県サイバー犯罪対策プロジェクト」を設置し、総合的なサイバー犯罪対策を実施しています。また、「佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会」を設立し、県内プロバイダ等との情報交換・連携を図っています。さらに、サイバー防犯ボランティアとして、県内NPO法人等4団体と覚書を締結し、連携・協働に努めています。
- ・ インターネットにおける犯罪情報を電話や電子メールで収集しています。警察庁には、平成18（2006）年から「インターネット・ホットラインセンター」が設置され、必要に応じプロバイダ等への削除要請やフィルタリング事業者等への情報提供が行われています。
- ・ 県において、インターネット上の人権侵害情報を覚知した場合には、地方法務局へ通報したり、関係都府県で構成する全国人権同和行政促進協議会を通じて法務省へ削除要請を行っています。

## ○ 課題

- ・ インターネット上の情報は非常に膨大で、日々変化するため、速やかな状況把握が難しくなっています。
- ・ 人権侵害の恐れがある不適切な情報を覚知し、削除要請を行っても、情報の違法性の判断が難しい場合もあって、実際に削除されるかどうかは、当該サイトの管理者等の主体性に頼っているのが実情です。



- ・ インターネット上にいったん情報が掲出されると、すぐに拡散してしまい、複数のサイトに同じ情報が複写され、対応が追い付かなくなってしまう。特に、海外のサーバなどに情報が移った場合には、事実上、対応ができなくなっています。
- ・ インターネットを介したいじめや犯罪、経済的被害などから児童生徒を守るというソフト面の対策が必要です。

### 【具体的施策の方向】

インターネットによる人権侵害及びトラブルを防ぐためには、利用者一人一人が情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル（セキュリティを含む。）についての知識及び意識を底上げし、より安全で安心できるICTサービスを楽しむ環境づくりが重要です。そのため、次の取組を積極的に進めます。

#### (1) 啓発活動の推進

- ・ 日常的にスマートフォン等のICT機器を使用していながらも、情報モラル（セキュリティを含む。）について学ぶ機会の少ない県民を対象とした、県内各所における専門の講師による講座を実施します。
- ・ ICT普及団体が行う初心者向けICT講座の場において、ICT機器の使いこなしと合わせて情報モラルに係る講座を追加するよう依頼します。
- ・ 情報セキュリティ月間（毎年2月1日～3月18日）において、情報モラルも含めた啓発をテーマとしたシンポジウムを開催し、県民の情報セキュリティ意識の向上を図ります。

#### (2) 相談・支援体制の充実

- ・ 「佐賀県ネットトラブル相談窓口」の周知を図り、適切な対処方法の助言や警察や地方法務局などの関係機関への橋渡し等を行うことによって、相談者の不安の軽減や問題の深刻化を未然に防止するよう努めます。
- ・ 「ネットパトロール」等による問題書き込みや有害情報の収集を行い、発見した場合には関係機関と連携した早期対応に努めます。

#### (3) 学校における情報教育の推進

- ・ 児童生徒に対し、情報化の進展が社会にもたらす影響や、情報の収集・発信における個人の責任などについて理解させるため、情報モラル教育の充実を図ります。

#### (4) 国等への要望

- ・ 現行法では有効な手段が取れない状況を踏まえ、新たな法制化を含めた実効性ある対策を国に対し求めていきます。
- ・ 業界団体とも意見交換を行い、一層の自主的取組を促進します。



## Topic

### ○ 佐賀県ネットトラブル相談窓口

1 電話（フリーダイヤル） 0120-060-797 もう なくな

受付時間:月曜日から金曜日の9時から18時まで

（祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

2 電子メール help@saga-soudan.net

3 LINE（ライン）ID sagasoudan

※インターネットを利用することで発生した様々な問題（SNS\*などによる誹謗中傷、なりすまし、インターネットショッピングにおける問題など）が対象です。機器の取扱、製品相談、企業や官公庁の業務に伴うトラブルなどは対象外です。



インターネットトラブルで困っていませんか？

SNSによる誹謗中傷

ネットショッピングのトラブル

被害の拡大を防ぐために相談しましょう

佐賀県ネットトラブル相談窓口

【期間】平成29年6月1日～平成30年3月31日

早目が肝心！ひとりで悩まずに相談してください。

0120-060-797

【受付時間】月～金 9:00～18:00 ※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

help@saga-soudan.net ID:sagasoudan

詳細はWebページをご覧ください。佐賀県ネットトラブル相談窓口

佐賀県 総務部 情報課 TEL 0952-25-7086 FAX 0952-25-7299



## 11 その他の人権に関わる様々な課題

前述の重点的に取り組むべき分野別人権課題の他にも、次のような課題が存在します。それぞれの課題の特性に配慮しながら、総合的に課題解決に努めます。

### (1) 刑を終えて出所した人

- ・ 刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職や住居の確保が困難になるといった問題が発生しています。
- ・ 罪を犯した高齢者や障害者の中で再犯に至るケースが多くなっていたことから、平成21（2009）年に佐賀県地域定着支援センターを設置し、高齢又は障害により矯正施設（刑務所、少年刑務所等）から出所後、自立した生活を営むことが困難と認められる者に対して、保護司・保護観察所と協働して、退所後直ちに福祉サービス等につなげる事業を実施しています。
- ・ 矯正施設から出所した後、高齢又は障害により地域定着支援が必要なケースは横ばい傾向であり、継続した取組が必要です。
- ・ 刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲とともに、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要です。

### (2) ホームレス等生活困窮者

- ・ 失業などの経済的要因に加え、家庭問題等の個人的要因が複合的にからみあって、自立の意思がありながら、特定の住居を持たずホームレスとなることを余儀なくされている人たちがいます。
- ・ ホームレスの多くは、衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなどの問題を抱えており、また、一部には地域住民との間にあつれきが生じ、ホームレスに対する嫌がらせ等の人権問題が発生しています。
- ・ 平成14（2002）年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行され、地域社会との協力のもと、ホームレスの自立促進やホームレスとなることを防止するための生活上の支援などが定められました。
- ・ ホームレス以外にも、様々な理由により経済的に困窮している人々が増加しており、生活保護に至る前段階での自立支援の強化が求められています。
- ・ 平成27（2015）年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、ホームレスだけでなく、その「おそれのある」層も含めた、広く一定の住居を持たない生活困窮者も自立相談支援事業の対象とされました。
- ・ 平成27（2015）年4月に設置した佐賀県生活自立支援センターを窓口として、関係機関と連携しながら効果的な自立相談支援事業を実施しています。

- ・ 生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であり、「制度の隙間」に陥らないよう関係機関が連携して取組を進めます。

### (3) 北朝鮮当局による拉致問題等

- ・ 1970年代から80年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となった事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は平成3（1991）年以來、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。
- ・ 平成14（2002）年9月の日朝首脳会談において、北朝鮮は初めて日本人の拉致を認め謝罪し、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しました。
- ・ 政府は、拉致被害者・家族に対する経済的支援や安全、相談などの諸施策をまとめた「拉致被害者・家族に対する総合的な支援策」を決定し、議員立法により「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が制定されました。
- ・ 5名の拉致被害者については、平成16（2004）年に残る家族の帰国が実現したものの、他の被害者について、北朝鮮当局はいまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。
- ・ 政府は、平成22（2010）年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めています。
- ・ 県内には、政府が認定した拉致被害者はいませんが、警察庁が拉致の可能性を排除できないとした行方不明者が7名います。
- ・ 北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であるため、政府においては、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国に向けて全力を尽くしています。
- ・ 国際連合においては、平成15（2003）年以來毎年、我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。
- ・ 我が国では、平成17（2005）年の国連総会決議を踏まえ、平成18（2006）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、国民世論の啓発を図ることとされました。
- ・ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（毎年12月10日～16日）を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めています。
- ・ 拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。



- ・ 拉致問題等に関する講演会、県民集会等を開催し、県民の理解を深めるとともに、北朝鮮に対し国民一体となった拉致問題を許さない姿勢を示す取組を進めます。
- ・ 本県において実際に拉致被害者が帰国した場合は、国と連携しながら、きめ細やかな対応に努めます。

#### (4) 人身取引

- ・ 性的搾取や強制労働などを目的として暴力や権力の濫用等により行われる人身取引は、重大な人権侵害で迅速かつ的確に対応すべき問題です。
- ・ 国では、刑罰法令の整備と取締りの強化のほか、平成26（2014）年に「人身取引対策行動計画2014」が策定され、関係省庁が一体となって対策に取り組むこととされています。
- ・ 10代、20代の女性を中心に、アダルトビデオへの出演を強要されるなどのトラブルが問題になっており、これも1つの人身取引と指摘されています。
- ・ 外国人労働者の不法就労が人身取引の温床となるケースもあります。
- ・ 子どもや女性など人身取引の被害者となる対象によって、児童相談所や婦人相談所が対応するほか、警察においても専用電話や最寄りの警察署で相談に応じています。
- ・ 子どもや女性、外国人などのそれぞれの分野において、人身取引の被害を受けないよう普及啓発を行っています。
- ・ 被害の実態の把握、被害者を認知した場合の早期の対応を確保するため、関係機関との連携を進める必要があります。
- ・ 「人身取引対策行動計画2014」を踏まえ、県としても関係部署が連携して被害防止に努めるとともに、被害者を認知した場合には、迅速に対応、支援、救済ができる体制を整備します。

#### (5) 災害に起因する人権問題

- ・ 平成23（2011）年の東日本大震災や、平成28（2016）年の熊本地震のような大規模災害が発生した場合は、避難生活が長期に及ぶことがあります。
- ・ 避難所においては、プライバシーを確保することのほか、障害のある人や高齢者のような要配慮者に対する十分な支援が必要となります。
- ・ 福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対して、根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせなどが社会問題となる事態も発生しています。
- ・ 「佐賀県地域防災計画」にもとづき、国や市町、関係団体との連携、役割分担を図りながら、災害発生時に人権が確保される取組を推進してきました。

- ・ 人権擁護の視点に立った避難所運営を図るとともに、被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深めることが必要です。
- ・ 避難所運営において配慮すべき人権問題について、「佐賀県地域防災計画」に記載し、国や市町、関係機関と連携した取組を進めます。
- ・ 原子力発電所の立地県として、県民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発を行います。
- ・ 県民がお互いに尊重し、助け合うことの重要性を認識してもらうため、共助についての理解を深める取組を進めます。

#### (6) 個人情報の保護

- ・ 国では、個人情報の適正な取扱いのルールを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として個人情報保護法が平成17（2005）年4月1日に全面施行されました。
- ・ 本県においては、佐賀県個人情報保護条例を平成14（2002）年4月に施行し、①個人情報の利用目的を明確にすること、②万が一個人情報を漏えいした職員に対しては最高2年の懲役刑が科されることなどを規定しています。
- ・ 佐賀県個人情報保護条例に加え、「佐賀県個人情報保護の基本方針（プライバシーポリシー）」を制定し、①個人情報をお預かりする際に、その利用目的を本人に知らせること、②個人情報の取扱いに関しての疑義が生じた場合の問い合わせ先を明記することといった個人情報保護の具体的な対応を職員に示し、周知及び遵守に努めています。
- ・ また、平成25（2013）年に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、今後、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）を取り扱う事案が拡大することが想定されることから、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。
- ・ 佐賀県個人情報保護条例に加え、佐賀県個人情報保護の基本方針（プライバシーポリシー）の遵守を内部職員に徹底させ、県民の皆様の個人情報を守るという意識を強く持って、個人情報の保護に取り組みます。
- ・ 引き続き、県民に対して“自分の情報は自分で守る”意識づくりに努めるとともに、民間事業者には個人情報の適正・安全な取得・管理への自律的な取組を支援します。

佐賀県個人情報保護の基本方針（プライバシーポリシー）

<http://www.prefsagal.jp/kiji00319144/index.html>



#### (7) その他の人権課題

- ・ このほかにも、例えばアイヌの人々や中国残留孤児とその家族の人権に関わる問題など、様々な人権課題があります。
- ・ 近年の世界情勢を見ると、地域紛争の激化等により多くの難民が生じており、それを受け入れる側の住民との間で新たな人権問題を引き起こしています。そうした事態は、朝鮮半島情勢などを踏まえれば、我が国も決して他人事ではありません。
- ・ 私たちが社会生活を営む中においては、少なからず人権に関わる課題が横たわっており、常に高い人権意識をもっておくことが望まれます。
- ・ 私たち一人一人が様々な人権問題を「自分事」として考えられるよう、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めます。

## 第4章 推進体制等

### 1 推進体制等の整備

人権尊重の基本理念が、県のあらゆる施策の基礎に据えられ、人権施策を着実に推進するため、全庁的な取組を総合的かつ効果的に進めるとともに、国、市町、CSO\*等の民間団体との連携・協働のもと、人権施策の積極的な推進を図ります。

#### (1) 県の推進体制

県では、人権施策を県政の重要な柱と位置づけ、県民環境部人権・同和対策課が核となって総合的に施策の推進を図ることとします。

人権施策の推進に際しては、関係部等がこの基本方針を踏まえ、必要な予算の確保に努めながら諸施策を積極的に推進します。なお、全庁的な推進組織を設置し、横の連携を緊密に図りながら、総合的かつ効果的な推進に努めます。

#### (2) 国、市町、関係団体等との連携

人権施策は国、県、市町がそれぞれの特性に応じた役割分担のもとで、連携を図りながら実施することにより効果的に推進することができます。

このため、国（佐賀地方法務局・佐賀労働局）や佐賀県人権擁護委員連合会など人権に関わる機関と連携・協力して啓発事業の実施や相互の人権教育・啓発に関する取組を推進します。

また、国に対しては、県や市町が人権施策を推進するために必要な財政面での適切な支援等の要請も行っていきます。

さらに、市町は地域に密着した住民にとって最も身近な自治体であり、市町が取り組む人権に関わる様々な施策は大変大きな影響力を持っています。本県では、人権に関わる情報を市町と共有し施策の連携を強化するとともに、市町が取り組む人権施策について必要な助言等に努めます。

#### (3) 県民、企業、CSO\*等との連携

人権が尊重される社会づくりを推進するためには、県民一人一人がその担い手として、人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、人権が尊重される社会の実現に寄与することが必要です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）\*や児童虐待、いじめなど、外からは見えにくく表面化しにくい人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO法人、市民活動・ボランティア団体等のCSO\*が行う人



権に関わる広範な自主的活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権の各個別課題の解決にとって大変重要なものです。

このことから、今後さらに県が行う人権啓発事業において、県民や企業、CSO\*等の企画への参画や事業の共催などの連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進し、県民参加型の効果的な啓発活動を行います。

また、これらの自主的・主体的な取組を促進するため、人権に関する情報や活動の場の提供など、その支援に努めます。

## 2 人権施策の公表と基本方針の見直し

### (1) 人権施策の公表

この基本方針に則った人権施策が適正に遂行されるよう、あらゆる機会を通じてこの基本方針の周知を図ります。

また、県民の参加により人権施策を推進するため、県が実施した人権施策について定期的に公表し、人権施策についての県民意識の把握に努めます。

### (2) 施策の点検・評価

人権施策を総合的、効果的に推進するためには、取組の実施状況だけでなく、どのような成果があったかという視点で、分野ごとに点検・評価し、これを今後の施策の適正な実施に反映させるよう努めます。

### (3) 基本方針の見直し

この基本方針は、今後の人権問題を取り巻く国の動向や国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向等を踏まえ、また価値観の変化などによる新たな課題に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。





# 《用語解説》

※本文中の\*印の語句について解説を記載しています。

## 【あ】

### いじめ防止対策推進法

「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的」として平成25（2013）年6月28日に公布された法律。

### インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な機能等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。平成18（2006）年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された。

### SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。（出典：総務省「国民のための情報セキュリティサイト」）

### えせ同和行為

同和問題の解決に尽力しているように装い、様々な不当な利益や義務のないことを要求する行為をいい、同和関係者のイメージや同和問題の正しい認識を損ねて、問題解決の大きな阻害要因になっている。

## 【か】

### 解放令

明治4（1871）年に明治政府によって出された「太政官布告」のこと。これにより法令上、江戸時代まで続いた差別的な身分は廃止され、差別されていた人々も一般市民も同じであるとされた。



## 子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、国及び地方公共団体の責務、子どもの貧困対策を総合的に推進するために講ずべき施策の基本となる事項その他事項を定めた法律。平成26（2014）年1月17日施行。

## 子ども・若者総合相談センター

社会活動を円滑に営む上で、困難を有する子ども・若者の育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として、地方公共団体が設置する機関。

## 【さ】

### サイバーパトロール

警察職員等がインターネット内を巡回して、インターネット上の違法・有害情報を把握する活動。

## CSO

「Civil Society Organizations」（市民社会組織）の略。佐賀県では、NPO法人、市民活動・ボランティア団体（以上志縁組織）に限らず自治会、婦人会、老人会、PTA（以上地縁組織）といった組織・団体を含めて「CSO」と呼称している。

## 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設。

## 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

平成元（1989）年11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。わが国は、平成6（1994）年に批准している。

## 社会的養護

親の病気や離婚、虐待など、様々な事情により家庭で生活することができない児童を、

公的責任で社会的に養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

### 就労継続支援事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供し、生産活動等の知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うことを目的とした事業所。利用者が事業所と雇用契約を結ぶ「A型」と非雇用の「B型」がある。

### 障害者の権利に関する条約

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定した、障害者に関する初めての国際条約で、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。（出展：内閣府編『平成26（2014）年版 障害者白書』）

### 少年サポートセンター

警察本部内の組織で、子どもたちの健全育成、再非行・被害防止と立ち直り支援を目的とし、少年相談活動、継続補導・支援活動、街頭補導活動、居場所づくり活動、広報啓発活動など幅広い活動を行っている。

### ジョグジャカルタ原則

平成18（2006）年11月、インドネシアのジョグジャカルタにおいて国連特別報告者や元国連人権高等弁務官などの専門家が集まって開かれた非公式の会議によって採択された性的指向や性自認に関して国際人権法がどのように適用されるかをまとめた国際文書。

### 人権救済制度の在り方について（答申）

「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」に基づき設置された人権擁護推進審議会が平成13（2001）年5月「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」について審議した結果をまとめた答申の一つ。現行の人権救済制度が実効的な救済という観点からは十分とはいえないとしており、政府から独立性が保たれた新たな人権救済機関を中心とした人権救済制度の整備を提言している。

### 人権教育の指導方法等の在り方について【第3次とりまとめ】

平成14（2000）年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、



平成15（2003）年から開催された「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」が、平成20（2008）年3月に「第三次とりまとめ」を公表した。「指導等の在り方編」と「実践編」の二編があり、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目標として、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めた。実践編には、具体的な実践事例等が掲載されている。

### 人権教育のための世界計画

平成7（1995）年～平成16（2004）年の「人権教育のための国連10年」の終了を受けて、引き続き世界全体で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、第1段階から第3段階まで数年の段階ごとに特定のカテゴリーに特化した行動計画が策定されている。

### 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する民間ボランティア。人権相談を受けた問題解決の手伝いや、法務局職員と協力による人権侵害による被害者の救済、人権に関する啓発活動などを行っている。

### スクールカウンセラー

臨床心理士や精神科医など、児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識や経験を持ち、問題を抱える児童生徒やその保護者、関係する教職員へのカウンセリングを通して、問題の解決を支援する。

### スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を持ち、児童生徒が抱える問題を解決するため、関係機関等とのネットワークの構築や保護者に対する支援等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ支援する。

### ストーカー

ストーカーの明確な定義や概念はないが、特定の者に対する恋愛感情などが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的でつきまとい等を繰り返す者のことをいう。

平成12（2000）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定され、ストーカー行為等の取締りが行われている。

### セクシュアル・ハラスメント

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必

要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなること。

## 全国水平社

同和問題（部落差別）の撤廃と全ての人間の解放を求めて、同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の人々が自主的に結成した運動組織。大正11（1922）年、京都で創立大会が開かれ、その後全国に広がった。創立大会で読み上げられた水平社宣言は、日本で最初の人権宣言ともいわれ、現在も続く部落解放運動の原点になっている。

## 【た】

### 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11（1999）年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

### 地域改善対策協議会意見具申

地域改善対策特別措置法（昭和57（1982）年法律第16号）に基づき総理府の附属機関として設置された地域改善対策協議会が政府に対して平成8（1996）年に意見具申したもので、正式には「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）」という。

この中では、それまでの特別対策から一般対策への移行を基本姿勢としながらも、「特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない」として、その後の重点施策の方向性を示している。

### 地域包括支援センター

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことで、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため市町が設置する施設。

### ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいう。



殴る、蹴るといった物理的な暴力性だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えられることなども含む。

### 同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として置かれた「同和対策審議会」が昭和40（1965）年8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。その後の同和対策の基礎となった。「同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記され、対策の具体的な取組として生活環境の改善、社会福祉の充実、産業・職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護などを内容とする総合的対策がとられるべきであると提言された。

### 同和問題（部落差別）

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別により生じた我が国固有の人権問題。現在もなお、同和地区、被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われるなどの差別が存在するとともに、情報化の進展により差別の状況に変化が生じているとされる。

## 【は】

### パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

### 「部落地名総鑑」復刻版出版事件

昭和50（1975）年頃、全国の同和地区や被差別部落の所在地などを記載した冊子（部落地名総鑑）が発行され、相当数の企業が購入していたことが明らかになり、大きな社会問題となった。

この書籍を平成28（2016）年4月に「部落地名総鑑の原典 復刻版」として発行、販売するとの広告がホームページ上に掲載され、新たに問題化した。

運動団体が発行元に対する出版禁止等の仮処分命令を横浜地裁に申し立て、認められたが、関係資料がインターネット上に公開されるなど問題は解決しておらず、ホームページ掲載の削除、出版差し止め、損害賠償等の裁判となっている。

### ヘイトスピーチ

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に日本社会から追い



出そうとしたりするなどの一方的な内容の言動や行動。

## 【ま】

### マタニティーハラスメント

職場において、妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。

## 【や】

### 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、または要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るために地方公共団体が設置する、児童福祉、保健医療、教育、警察など関係機関等から構成される協議会。

## 【ら】

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議で提唱された概念。「性と生殖に関する健康と権利」と訳される。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

### 隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。

## 【わ】

### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。働く人すべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

# 《 資料 編 》

## 人権に関わる年表

年	国際動向
昭和20（1945）年	国際連合設立
昭和22（1947）年	
昭和23（1948）年	世界人権宣言 採択 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約 採択
昭和24（1949）年	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約 採択
昭和25（1950）年	
昭和26（1951）年	難民の地位に関する条約 採択
昭和27（1954）年	
昭和28（1953）年	婦人の参政権に関する条約 採択
昭和32（1957）年	
昭和34（1959）年	国際難民年（～1960年）
昭和35（1960）年	
昭和37（1962）年	
昭和38（1963）年	
昭和39（1964）年	
昭和40（1965）年	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 採択
昭和41（1966）年	国際人権規約 採択 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約） 採択 市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約） 採択
昭和43（1968）年	国際人権会議（テヘラン） 国際人権年
昭和44（1969）年	
昭和45（1970）年	国際教育年
昭和46（1971）年	人種差別と闘う国際年
昭和47（1972）年	



国内動向（関係法の施行）	県内動向（主な取組）
日本国憲法	
児童福祉法 優生保護法（現母体保護法） 人身保護法	
少年法 人権擁護委員法	
身体障害者福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 生活保護法 国籍法	
社会福祉事業法（現社会福祉法） 出入国管理及び難民認定法	
外国人登録法	
らい予防法（平成8年廃止）	
売春防止法	
精神薄弱者福祉法（現知的障害者福祉法） 身体障害者雇用促進法（現障害者の雇用の促進等に関する法律）	
	佐賀県地方改善対策協議会（庁内組織）を設置
老人福祉法	
母子福祉法（現母子及び父子並びに寡婦福祉法）	
同和対策事業特別措置法（昭和57年失効）	佐賀県同和教育の基本方針の策定
心身障害者対策基本法（現障害者基本法）	佐賀県同和教育研究会の結成
勤労婦人福祉法（現雇用の分野における男女の均 等な機会及び待遇の確保等に関する法律）	



年	国際動向
昭和48（1973）年	人種主義及び人種差別と闘う10年（～1983年）
昭和49（1974）年	
昭和50（1975）年	国際婦人年
昭和51（1976）年	国連女性のための10年（～1985年）
昭和52（1977）年	
昭和53（1978）年	国際反アパルトヘイト年（～1979年）
昭和54（1979）年	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 採択 国際児童年
昭和56（1981）年	宗教及び信念に基づくあらゆる形態の不寛容及び差別の撤廃に関する宣言 国際障害者年
昭和57（1982）年	
昭和58（1983）年	国連障害者のための10年（～1992年） 第2次人種主義及び人種差別と闘う10年（～1993年）
昭和59（1984）年	拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約 採択
昭和60（1985）年	国際青少年年
昭和61（1986）年	発展の権利に関する宣言
昭和62（1987）年	
平成元（1989）年	児童の権利に関する条約 採択
平成2（1990）年	全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約 採択 国際識字年 植民地撤廃のための国際の10年（～2000年）
平成3（1991）年	
平成4（1992）年	民族的又は種族的、宗教的及び言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言
平成5（1993）年	世界人権会議（ウィーン） 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 世界の先住民の国際年 第3次人種主義及び人種差別と闘う10年（～2003年）
平成6（1994）年	国連人権高等弁務官 創設 世界の先住民の国際の10年（～2004年）



国内動向（関係法の施行）	県内動向（主な取組）
	県に同和対策室を設置 佐賀県地方改善対策協議会を佐賀県同和対策協議会へ改組
	佐賀県社会同和教育研究会の結成 佐賀県同和対策協議会を佐賀県同和対策推進協議会へ改組
	私立学校同和教育研究会の設立
	佐賀県解放会館の設置 （社）佐賀県部落解放推進協議会の設立
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	
地域改善対策特別措置法（昭和62年失効） 老人保健法（現高齢者の医療の確保に関する法律）	
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（平成14年失効）	
後天性免疫不全症候群の予防に関する法律	県の同和対策室を同和対策課へ改組 さが女性プラン21を策定
	同和問題啓発強調月間（8月）を制定



年	国際動向
平成7（1995）年	国連寛容年 人権教育のための国連10年（～2004年）
平成8（1996）年	貧困撲滅のための国際年
平成9（1997）年	貧困撲滅のための国連の10年（～2006年）
平成10（1998）年	人権擁護者に関する宣言
平成11（1999）年	国際高齢者年
平成12（2000）年	
平成13（2001）年	人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年 国連文明間の対話年 世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年（～2010年） 第2次植民地撤廃のための国際の10年（～2010年）
平成14（2002）年	
平成15（2003）年	国連識字の10年（～2012年）
平成16（2004）年	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
平成17（2005）年	人権教育のための世界計画（第1段階：～2009年） 第2次世界の先住民の国際の10年（～2014年）



国内動向（関係法の施行）	県内動向（主な取組）
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	県教育委員会に同和教育室を設置 佐賀県立女性センター（現男女共同参画センター）「アバンセ」の開館
	佐賀県豊かな長寿社会づくりプランの策定 ふれあい人権フェスタの開始
人権擁護施策推進法（平成14年失効） アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	
	佐賀県障害者プランの策定 佐賀県福祉のまちづくり条例の制定 佐賀県人権の尊重に関する条例の制定 県の同和対策課を人権・同和対策課へ改組 「人権教育のための国連10年」佐賀県推進本部の設置
男女共同参画社会基本法 児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	佐賀県人権教育・啓発基本方針の策定
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律 児童虐待の防止等に関する法律 ストーカー行為等の規制に関する法律 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	佐賀県個人情報保護条例の制定 佐賀県男女共同参画推進条例の制定
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	
北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 個人情報の保護に関する法律 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	佐賀県人権・同和教育研究協議会の設立
発達障害者支援法 犯罪被害者等基本法 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律	





年	国際動向
平成18（2006）年	障害者の権利に関する条約 採択 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約 採択
平成19（2007）年	先住民族の権利に関する宣言
平成20（2008）年	第2次貧困撲滅のための国連の10年（～2017年）
平成21（2009）年	国際和解年 世界人権学習年
平成22（2010）年	人権教育のための世界計画（第2段階：～2014年） 文化の和解のための国際年
平成23（2011）年	アフリカ系の人々のための国際年 第3次植民地撤廃のための国際の10年（～2020年）
平成24（2012）年	
平成25（2013）年	
平成26（2014）年	
平成27（2015）年	人権教育のための世界計画（第3段階：～2019年） アフリカ系の人々のための国際の10年（～2024年）
平成28（2016）年	
平成29（2017）年	



国内動向（関係法の施行）	県内動向（主な取組）
障害者自立支援法（現障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律） 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律（現刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律） 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 自殺対策基本法 教育基本法	佐賀県人権教育・啓発基本方針の第一次改訂
探偵業の業務の適正化に関する法律	人権・同和教育推進の手引き作成
更生保護法	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	
東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律 障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律	人権・同和教育推進の手引き改訂
いじめ防止対策推進法	
子どもの貧困対策の推進に関する法律 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 特定秘密の保護に関する法律	佐賀県いじめ問題対策委員会条例の制定 佐賀県いじめ防止基本方針の策定 佐賀県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例の制定
難病の患者に対する医療等に関する法律 生活困窮者自立支援法 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 部落差別の解消の推進に関する法律	
	佐賀県犯罪被害者等支援条例の制定

## 世界人権宣言（仮訳文）

—外務省ホームページから引用—

昭和23(1948)年12月10日

第3回国際連合総会 採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

**第1条** すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。



2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

**第3条** すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

**第4条** 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

**第5条** 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることとはない。

**第6条** すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

**第7条** すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

**第8条** すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

**第9条** 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

**第10条** すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

### **第11条**

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

**第12条** 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

### **第13条**

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

### **第14条**

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

### 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

### 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

### 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

**第18条** すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

**第19条** すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

### 第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

**第22条** すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力



及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

### 第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

**第24条** すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

### 第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

### 第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

### 第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

**第28条** すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

**第29条**

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

**第30条** この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。



## 日本国憲法（抜粋）

昭和21（1946）年11月 3日公布

昭和22（1947）年 5月 3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

**第10条** 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

**第11条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

**第12条** この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

**第13条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



**第14条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

**第15条** 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

**第16条** 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

**第17条** 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

**第18条** 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

**第19条** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

**第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

**第23条** 学問の自由は、これを保障する。

**第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

**第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



**第26条** すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

**第27条** すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

**第28条** 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

**第29条** 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

**第30条** 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

**第31条** 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

**第32条** 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

**第33条** 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

**第34条** 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

**第35条** 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

**第36条** 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

**第37条** すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

**第38条** 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

**第39条** 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

**第40条** 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規

**第97条** この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。



## 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12（2000）年12月6日公布・施行

（目的）

**第1条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

**第3条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

**第4条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

**第6条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

**第7条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

**第8条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

**第9条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

**第2条** この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。



## 佐賀県人権の尊重に関する条例

平成10（1998）年 3月25日公布

平成10（1998）年 4月 1日施行

すべて人間は、人として生きていくための何人も侵すことのできない権利を生まれながらに享有している。

この人権は、すべての人の尊厳と平等に立脚したものであり、人権の尊重は、人類普遍の原理として、日本国憲法の理念となっている。

私たちは、この崇高な理念の下、差別や偏見のない、お互いの人権が尊重される社会を実現するため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

**第1条** この条例は、人権の尊重について、県、市町及び県民の責務を明らかにし、同和問題及び女性、子ども、高齢者、障害者等の人権に関する問題の解消を図り、もって人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

（平17条例74・一部改正）

（県の責務）

**第2条** 県は、人権の尊重に関する県民相互の理解を深めるため、国及び市町と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。

（平17条例74・一部改正）

（市町の責務）

**第3条** 市町は、人権の尊重に関する住民相互の理解を深めるため、県と連携協力し、行政のあらゆる分野において教育及び啓発に関する施策の実施に努めるものとする。

（平17条例74・一部改正）

（県民の責務）

**第4条** 県民は、自らが、人権が尊重される社会をつくる担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

（基本方針）

**第5条** 知事は、人権の尊重に係る教育及び啓発に関する施策を実施するための基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の基本方針を定めるに当たっては、市町、関係団体等の意見を聴くものとする。

（平17条例74・一部改正）



## 附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

### 附 則（平成17年条例第74号）

この条例中第8条、第10条、第13条、第18条、第21条、第23条、第24条、第37条、第41条、第43条、第45条、第48条、第54条、第64条及び第67条の規定は平成18年1月1日から、第15条、第26条、第38条、第63条及び第65条の規定は平成18年3月1日から、その他の規定は平成18年3月20日から施行する。